

**第3期海南省障害者基本計画並びに
第6期海南省障害福祉計画及び
第2期海南省障害児福祉計画**

令和3年3月

海南市

はじめに

本市においては、平成27年3月に「第2期海南市障害者基本計画及び第4期海南市障害福祉計画」を、平成30年3月には「第5期海南市障害福祉計画」、「第1期海南市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、この間、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「第4次障害者基本計画」の策定などが行われてきたところです。

このような法制度や社会情勢の変革に対応するとともに、障害のある人へのアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査の結果を踏まえ、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」を基本理念とした「第3期海南市障害者基本計画並びに第6期海南市障害福祉計画及び第2期海南市障害児福祉計画」を新たに策定します。

今後は、計画の基本理念に基づき、障害の有無にかかわらず、各々が地域社会を形成する一員として尊重されるとともに、生きづらさを抱えることなく住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう計画を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました海南・海草障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、計画策定にかかるアンケートにご協力をいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

海南市長 神出政巳



<目 次>

総 論

第1章 計画策定の基本的な考え方	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の構成	5
5. 他計画との関係性	6
6. 計画の期間	6
7. 計画の策定にあたって	7
第2章 海南市における障害者の現状	8
1. 統計からみる現状	8
2. アンケート調査の結果（抜粋）	20
3. 関係団体へのヒアリング調査の実施	35
4. 海南市における課題と基本的な視点	38
第3章 計画策定の基本的な方向	42
1. 基本理念	42
2. 施策体系	43
第3期海南市障害者基本計画	
第1章 障害や障害のある人への理解促進	47
1. 理解促進と地域交流	47
2. 権利擁護の推進	48
3. 福祉教育の推進	49
第2章 地域生活における相談や支援体制の整備	50
1. 相談支援体制の充実	50
2. 福祉サービスの充実	51
3. 居住支援の充実	52
4. 保健・医療の充実	53
5. 情報・コミュニケーションの充実	54
第3章 障害のある子どもへの支援	55
1. 保育・教育における支援体制の充実	55
2. 障害のある子どもへの療育の充実	57
3. インクルーシブ教育システムの構築	58
第4章 自立した地域生活への支援	59
1. 就労支援体制の充実	59
2. 雇用の創出と就労定着	60
3. 文化芸術活動・スポーツなどの参加促進	61
第5章 安心・安全な環境づくり	62
1. 福祉のまちづくり	62
2. 移動交通支援の充実	63
3. 防災・防犯対策の推進	64

第6期海南市障害福祉計画・第2期海南市障害児福祉計画	
第1章 計画の考え方	69
1. 計画策定に向けて踏まえるべきポイント	69
2. サービス提供における基本的な考え方	71
第2章 前回計画の評価	75
1. 第5期海南市障害福祉計画の成果目標及び実績	75
2. 第1期海南市障害児福祉計画の成果目標及び実績	77
3. サービスの実績	78
第3章 成果目標及び活動指標	86
1. 第6期海南市障害福祉計画の成果目標及び活動指標の設定	86
2. 第2期海南市障害児福祉計画の成果目標の設定	93
第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	94
1. 訪問系サービス	94
2. 日中活動系サービス	95
3. 居住系サービス	97
4. 相談支援	98
第5章 障害児に関するサービスの見込量と確保方策	99
1. 障害児支援	99
第6章 地域生活支援事業の見込量と確保方策	101
1. 必須事業について	101
2. 任意事業について	107
計画の推進と進捗管理	
1. 計画の推進体制	111
2. 計画の達成状況の点検及び評価	112
3. 計画策定にあたっての体制	113
4. 関連する法令等	114
用語解説	123

総 論

第Ⅰ章 計画策定の基本的な考え方

I. 計画策定の趣旨

我が国では、すべての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害のある人の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においても、平成19年3月に「海南市障害者基本計画」を策定し、以後、平成27年3月には「第2期海南市障害者基本計画及び第4期海南市障害福祉計画」を、平成30年3月には「第5期海南市障害福祉計画」、「第1期海南市障害児福祉計画」を策定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」を基本理念として、施策の推進に取り組んできました。

国では、平成28年4月に障害者が自ら望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」が一部改正され平成30年4月に施行されました。

また、平成30年3月には、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障害の特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組みの推進の各分野に共通する横断的な6つの視点で「第4次障害者基本計画」が策定されました。

このような法制度や社会情勢の変革に対応するとともに、障害のある人や子どものニーズを的確にとらえた障害者施策の推進を図るため、「第2期海南市障害者基本計画」、「第5期海南市障害福祉計画」及び「第1期海南市障害児福祉計画」やアンケート・ヒアリング調査の結果を踏まえ、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした、「第3期海南市障害者基本計画並びに第6期海南市障害福祉計画及び第2期海南市障害児福祉計画」（以下、本計画）を新たに策定します。

2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）

国においては、「海南省障害者基本計画」の計画開始年度である平成 19 年度以降、以下のような経緯で国内法の改正と国際条約の締結、発効、施行が進んできました。

●平成 19 年 9月	「障害者の権利に関する条約」に署名
●平成 22 年 6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
●平成 22 年 12 月	「障害者自立支援法」改正
●平成 23 年 8月	「障害者基本法」改正
●平成 24 年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告
●平成 24 年 8月	「障害者の雇用の促進などに関する法律」改正
●平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
●平成 25 年 4月	「障害者総合支援法」施行
●平成 25 年 6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正
●平成 26 年 4月	「障害者の権利に関する条約」施行
●平成 28 年 4月	「障害者差別解消法」施行
	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正
●平成 30 年 6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
●平成 30 年 11 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
●令和 元年 6月	「障害者の雇用の促進などに関する法律」改正

また、本市では以下の計画を策定してきました。

●平成 19 年 3月	「第1期海南省障害者基本計画」「第1期海南省障害福祉計画」
●平成 21 年 3月	「第2期海南省障害福祉計画」
●平成 24 年 9月	「第3期海南省障害福祉計画」
●平成 27 年 3月	「第2期海南省障害者基本計画及び第4期海南省障害福祉計画」
●平成 30 年 3月	「第5期海南省障害福祉計画」「第1期海南省障害児福祉計画」

3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画、及び「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。市町村障害者計画は障害者基本法第11条第3項に基づくものであり、障害のある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害のある人の施策推進のための指針となるものです。市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。市町村障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

4. 計画の構成

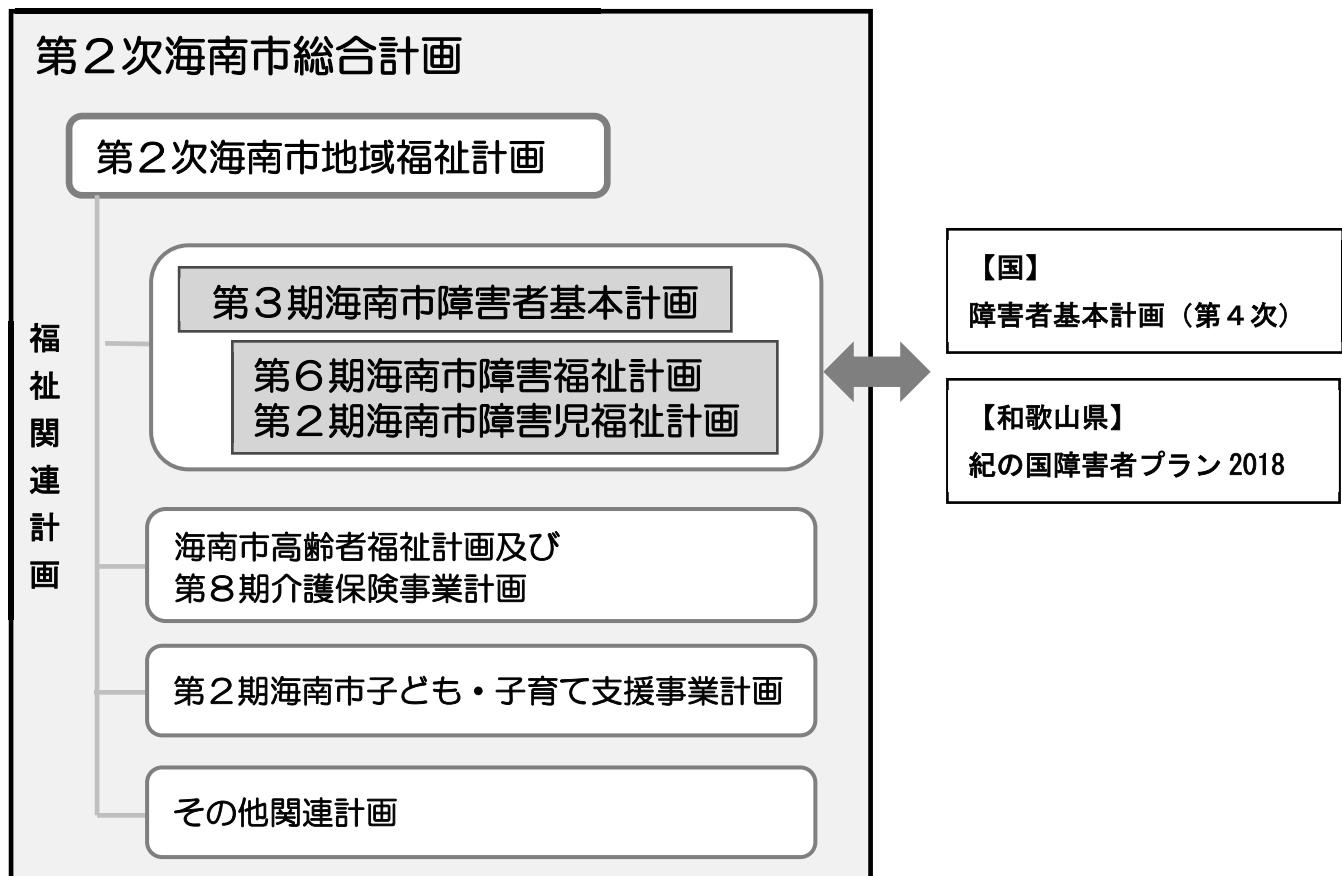
本計画は、「第3期海南省障害者基本計画」と「第6期海南省障害福祉計画」「第2期海南省障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、その構成は次のとおりです。



5. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、和歌山県の「紀の国障害者プラン2018（第5次和歌山県障害者計画 第5期和歌山県障害福祉計画 第1期和歌山県障害児福祉計画）」を踏まえ、「第2次海南市総合計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせるものとします。

■他計画との関係性のイメージ



6. 計画の期間

本計画の期間を以下に定めます。

- 第3期海南市障害者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。
- 第6期海南市障害福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。
- 第2期海南市障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

7. 計画の策定にあたって

(1) アンケート・ヒアリング調査の実施

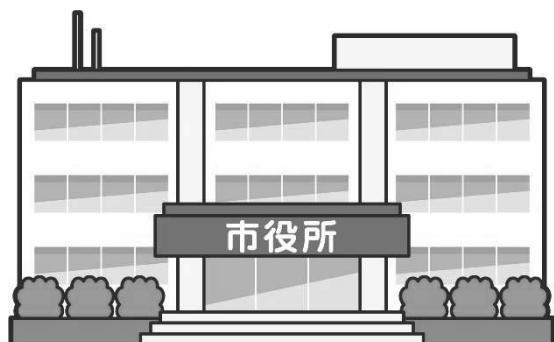
本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者等へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査を実施し、その意見を計画に反映しました。

(2) 障害者地域自立支援協議会の実施

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障害者団体関係者、保健・医療・福祉団体関係者、行政機関関係者等による協議会にて、計画の検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考え方や意見を聴くパブリックコメントを実施しました。



第2章 海南市における障害者の現状

I. 統計からみる現状

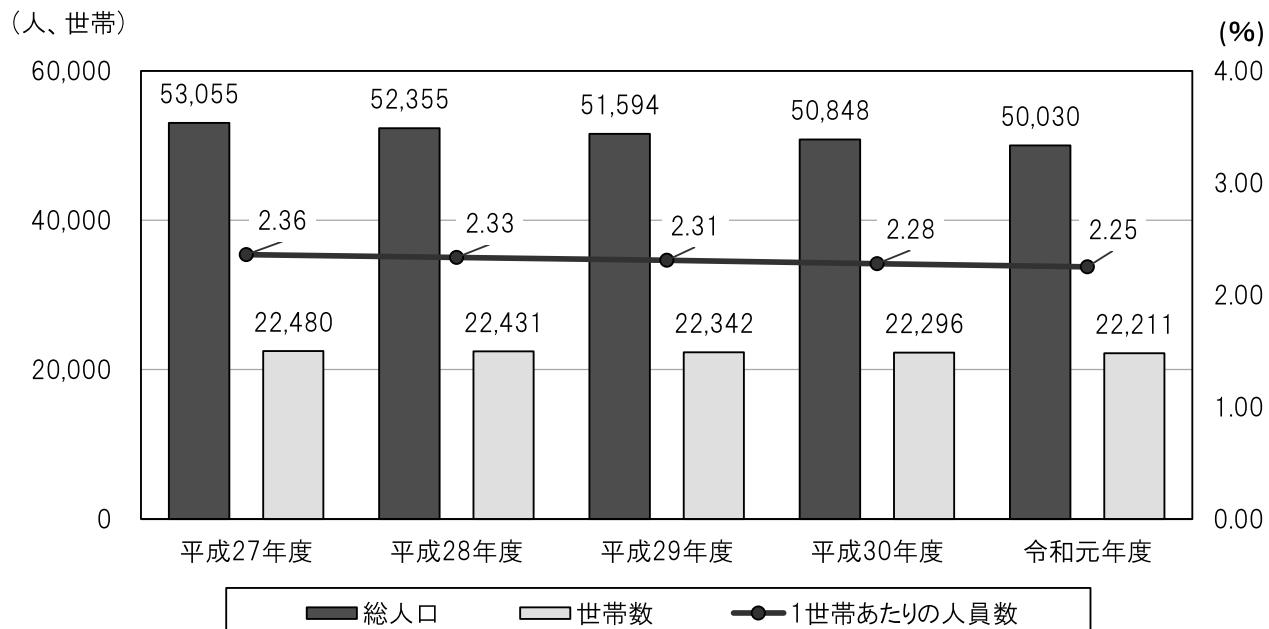
(1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて総人口は3,025人減少しており、世帯数は269世帯減少しています。

総人口の推移を年齢別にみると、平成27年度から令和元年度にかけて15歳未満、15~64歳人口は減少する一方、65歳以上人口は増減をしながら推移し、平成27年度から令和元年度にかけて49人減少しています。

本市においては、少子高齢化が進んでおり、世帯数についても減少傾向にあります。

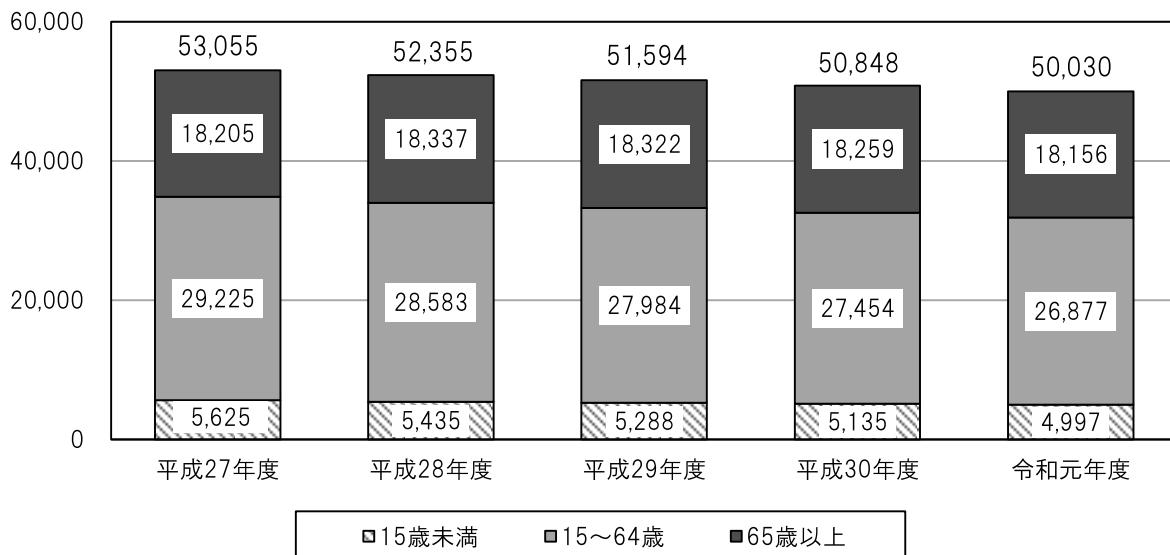
■人口・世帯数の推移



資料：市民課調べ 各年度3月31日現在

■年齢別人口の推移

(人)



資料：市民課調べ 各年度 3月 31日現在

(2) 障害のある人の状況

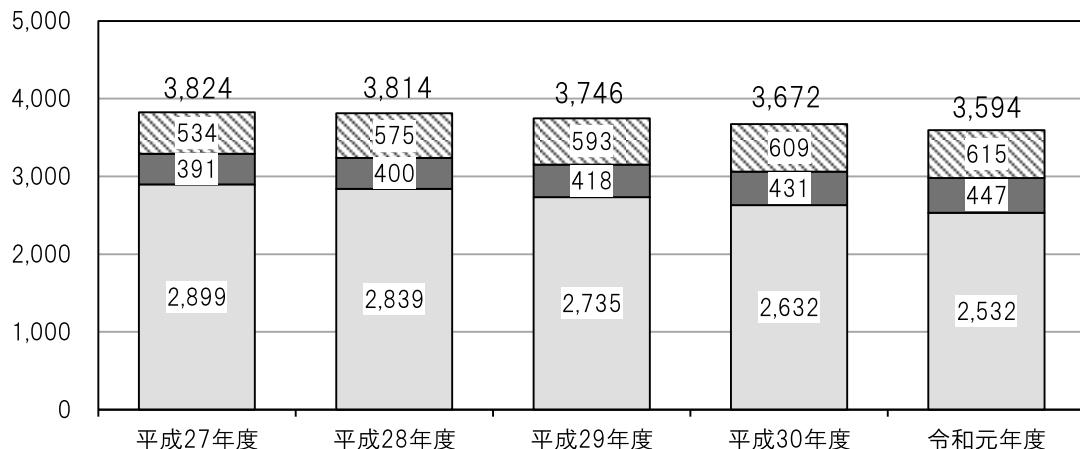
①障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度の身体障害者手帳所持者が2,532人、療育手帳所持者数が447人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が615人となっています。

人口の減少に対し、身体障害者手帳所持者は同様に減少傾向にあります。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

(人)



□身体障害者手帳所持者数 ■療育手帳所持者数 □精神障害者保健福祉手帳持者数

資料：社会福祉課調べ 各年度 3月 31日現在

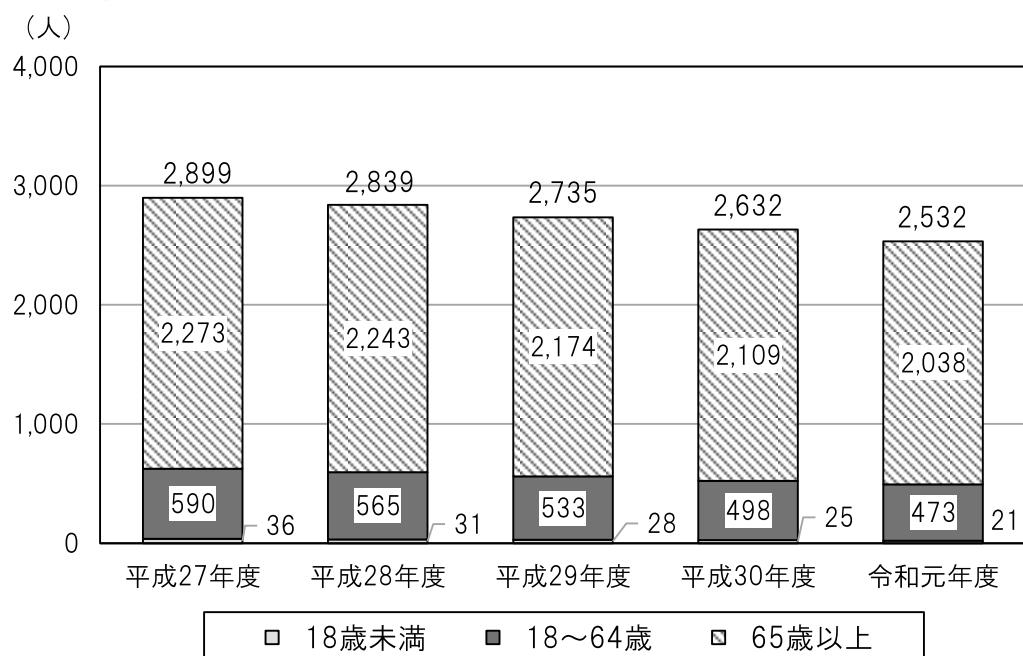
②身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成27年度から令和元年度にかけ、全体として減少しています。年齢層別でみると、令和元年度では65歳以上が2,038人で最も多く、ついで18~64歳が473人となっています。

等級別では、重度の場合1級の割合はほぼ横ばいで推移し、2級の割合はやや減少しています。

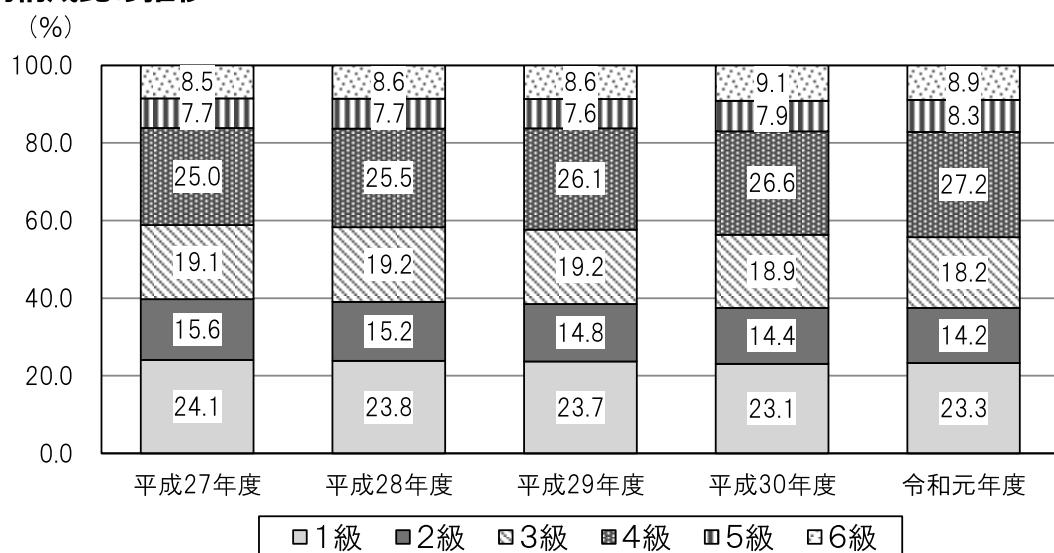
種類別では、音声・言語障害を除いて全体的に減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



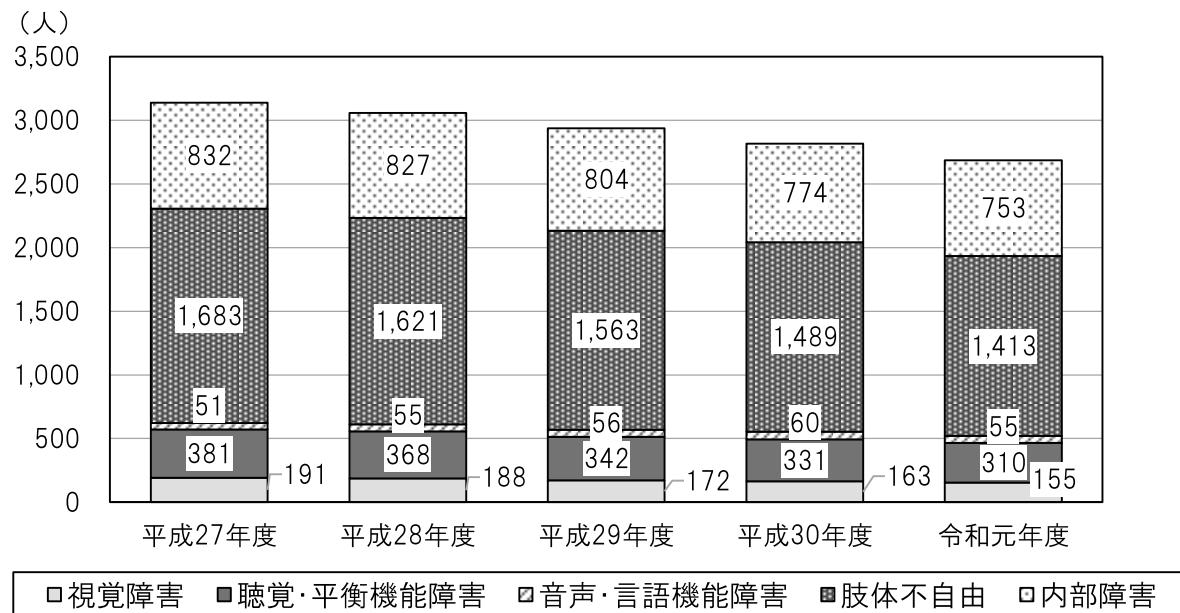
資料：社会福祉課調べ 各年度3月31日現在

■等級別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度3月31日現在

■種類別身体障害者手帳所持者数の推移



※重複を含む

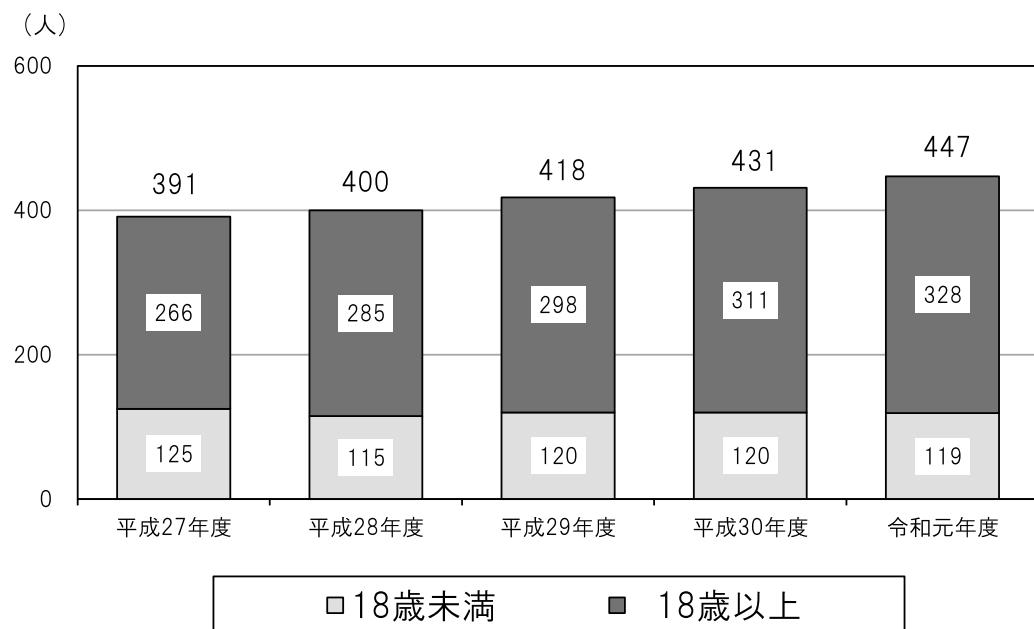
資料：社会福祉課調べ 各年度3月31日現在

③療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成 27 年度から令和元年度にかけ、全体として増加しており、年齢別でみると、18 歳以上が年々増加しています。

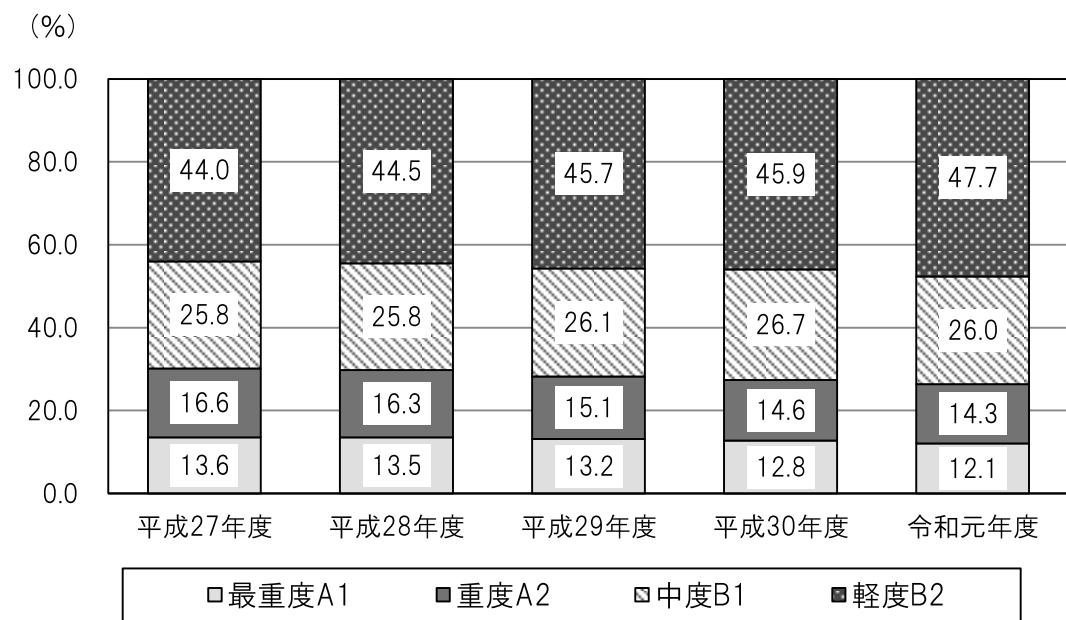
程度別では、令和元年度において、軽度 B2 が 47.7% と半数近くを占めています。

■種類別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度 3月 31 日現在

■程度別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度 3月 31 日現在

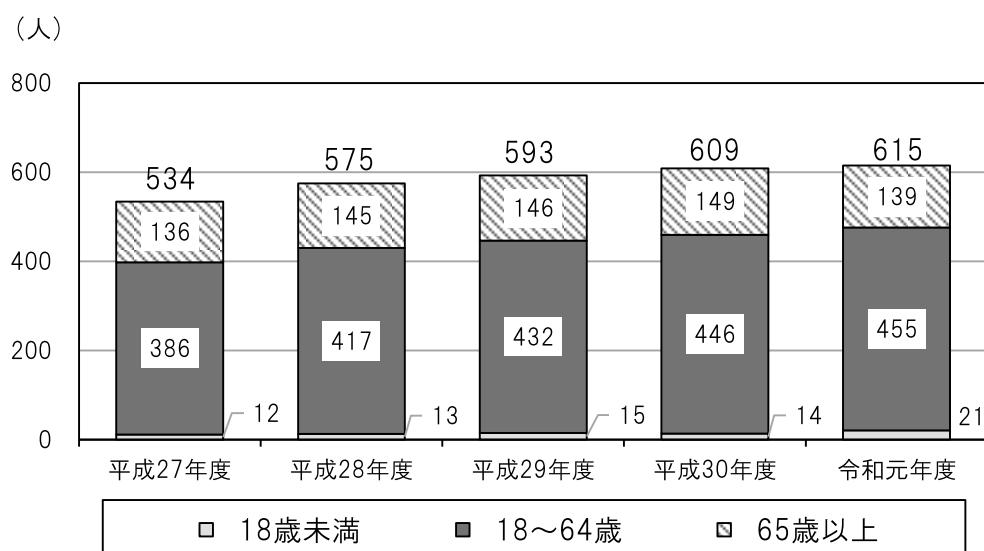
④精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 27 年度から令和元年度にかけ、全体として増加しています。

年齢層別でみると、令和元年度では 18~64 歳が 455 人で最も多く、次が 65 歳以上で 139 人となっています。

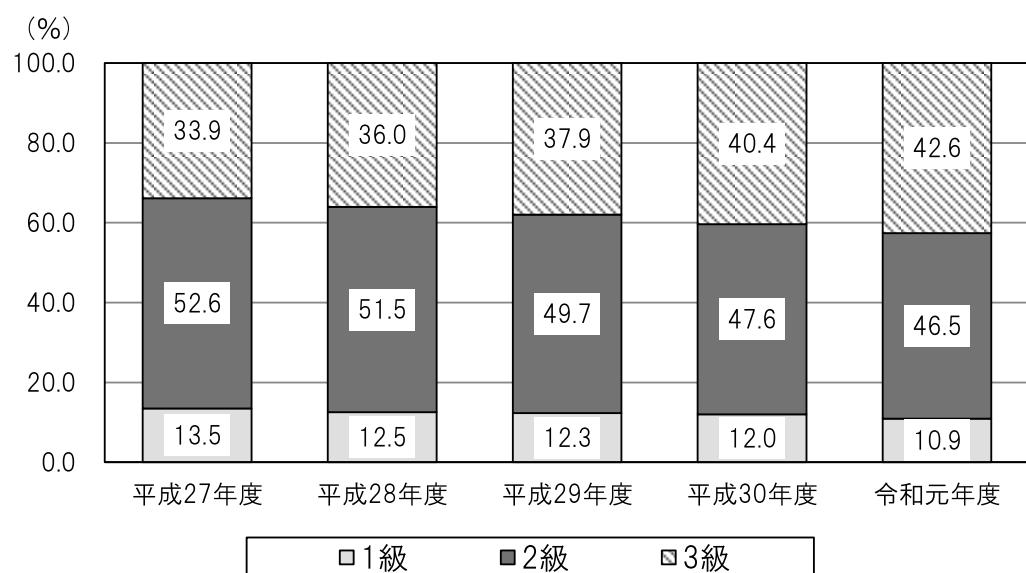
等級別では、3 級の割合が増加しており、1 級、2 級の割合はやや減少傾向です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度 3 月 31 日現在

■等級別構成比の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度 3 月 31 日現在

(3) 障害のある人の状況

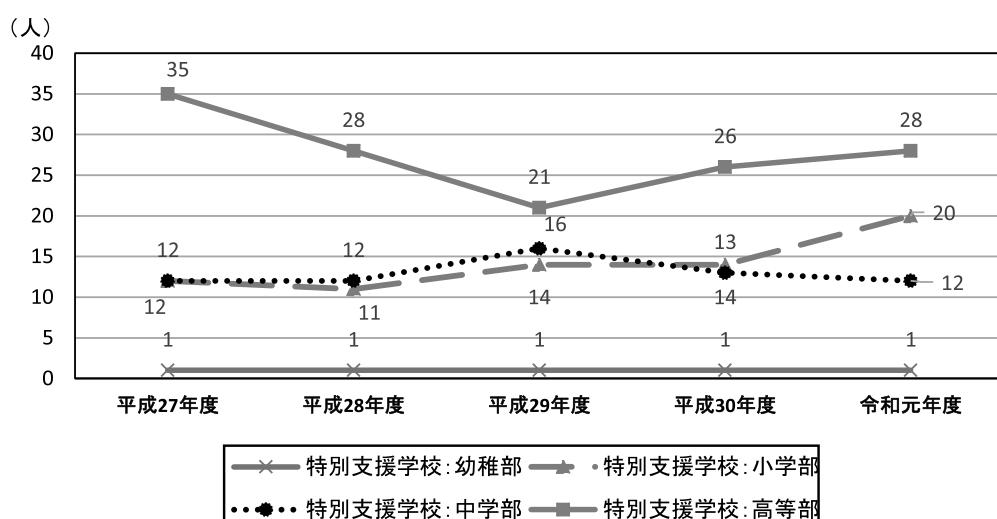
障害のある子どもは市内の保育所・幼稚園・認定こども園・学校に通園・通学し、また和歌山市にある紀北支援学校や和歌山大学教育学部附属特別支援学校、広川町にあるたちなば支援学校等に通学しています。

特別支援学校の児童・生徒数は、小学部で増加しています。

また、特別支援学級の児童・生徒数も同様に、小学部で年々増加しており、令和元年度には73人と近年で最も多くなっています。通級指導教室は横ばいとなっています。

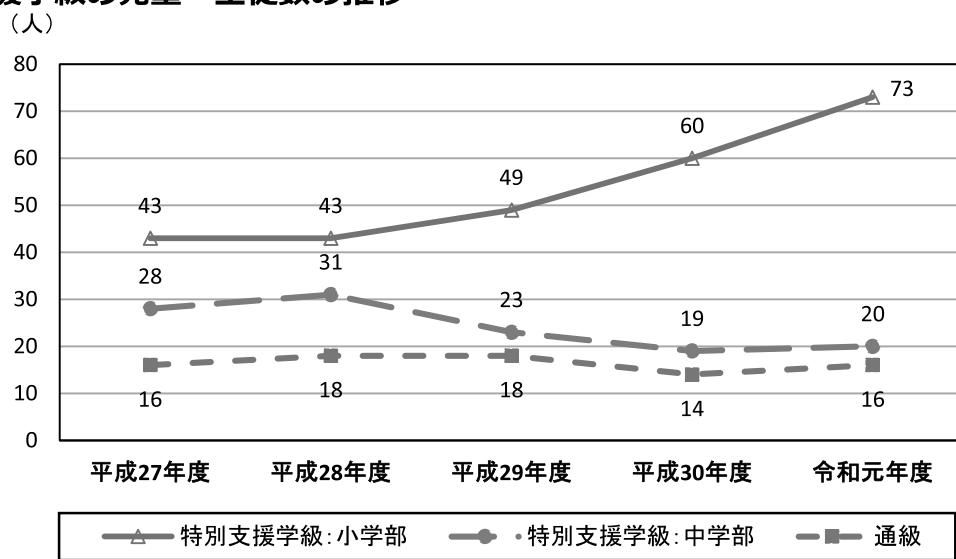
特別支援学級高等部卒業者の進路は、施設大部分を占めています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移（海南市民のみ）



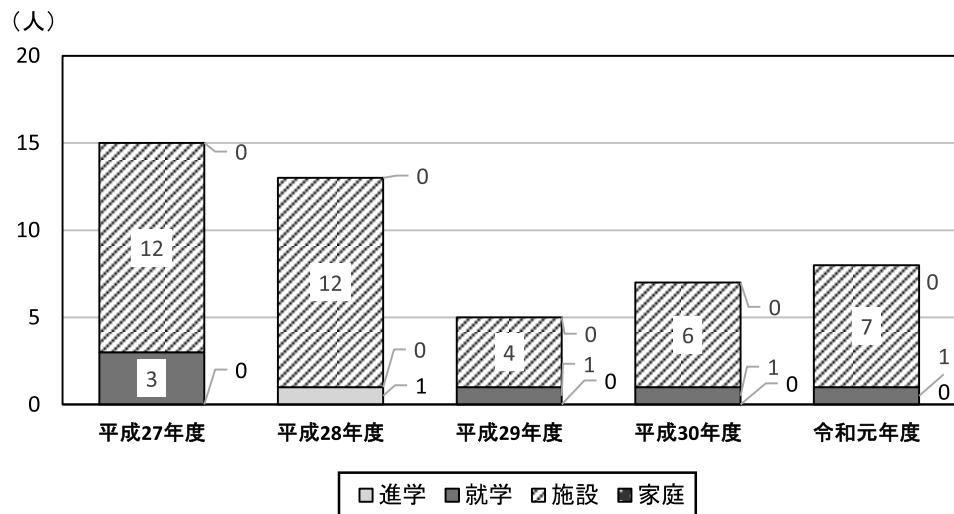
資料：社会福祉課調べ 各年度3月31日現在

■特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度3月31日現在

■特別支援学級高等部卒業者の進路状況の推移



資料：社会福祉課調べ 各年度 3月31日現在

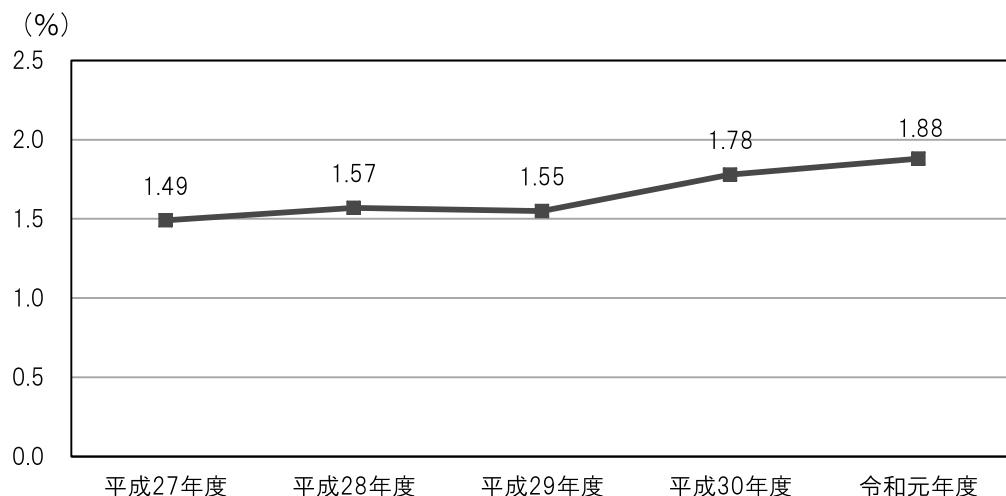
(4) 就労の状況

企業における障害のある人の雇用率は、平成27年度から令和元年度にかけて、上昇しています。

また、身体・知的・精神障害のある人の就労状況としては、平成27年度から令和元年度にかけて、いずれも新規求職申込件数に対する就職件数が大幅に下回っており、就職件数の占める割合は増減を繰り返しています。

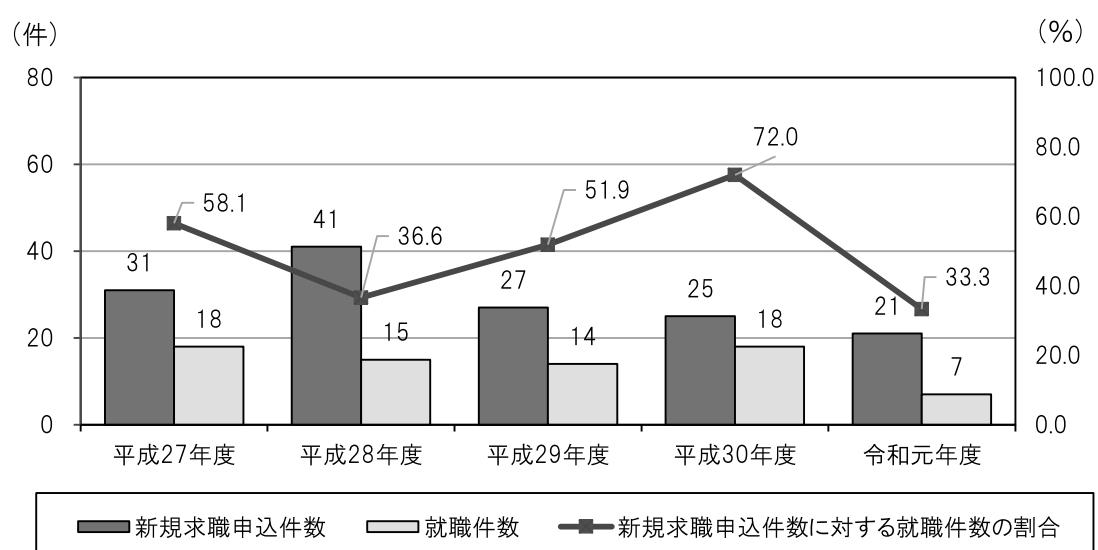
就労意向があり、就職に結びつかない人が一定数いることが見受けられます。

■企業における障害のある人の雇用率



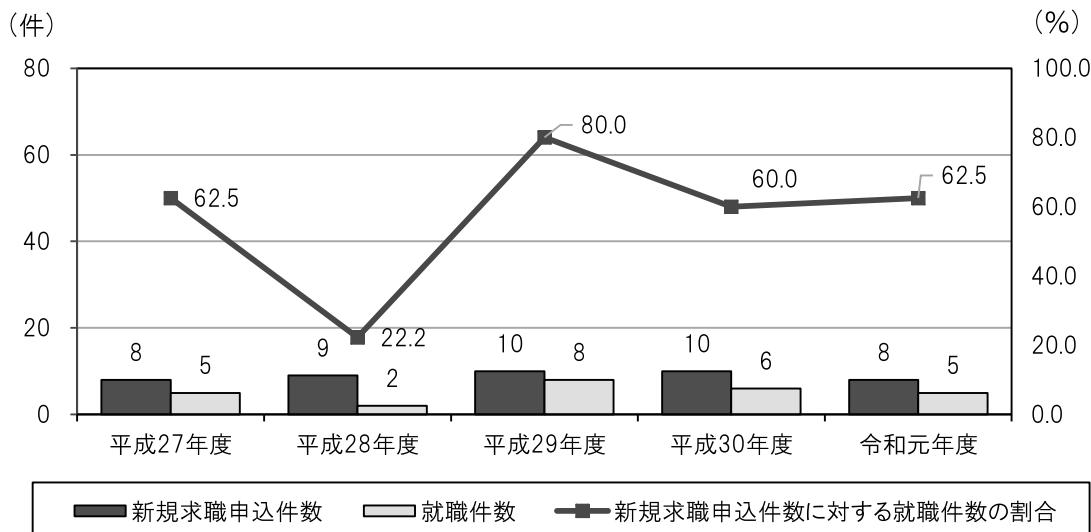
資料：ハローワークかいなん

■身体障害のある人の就労状況の推移



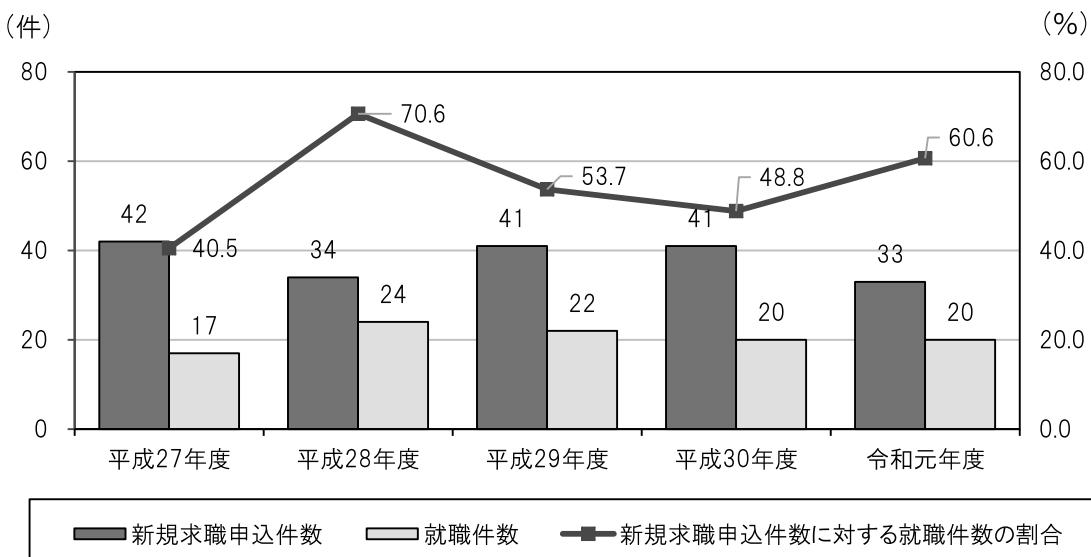
資料：ハローワークかいなん

■ 知的障害のある人の就労状況の推移



資料：ハローワークかいなん

■ 精神障害のある人の就労状況の推移

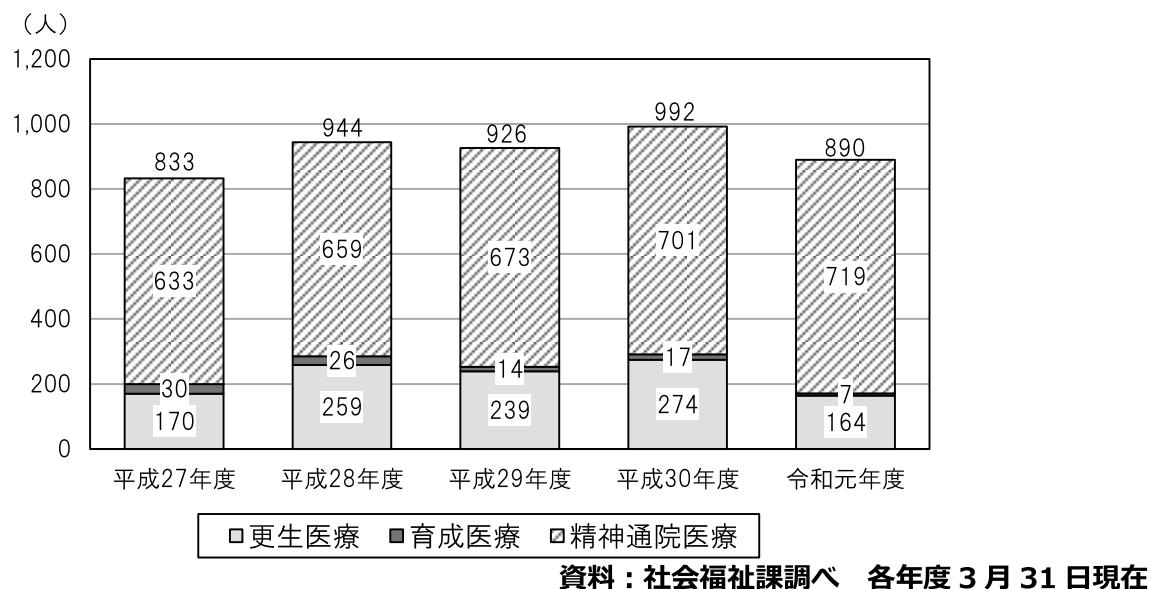


資料：ハローワークかいなん

(5) 自立支援医療の状況

自立支援医療費の受給者は、精神通院医療が最も多く、平成27年度から令和元年度にかけて年々増加し、令和元年度には719人と最も多くなっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

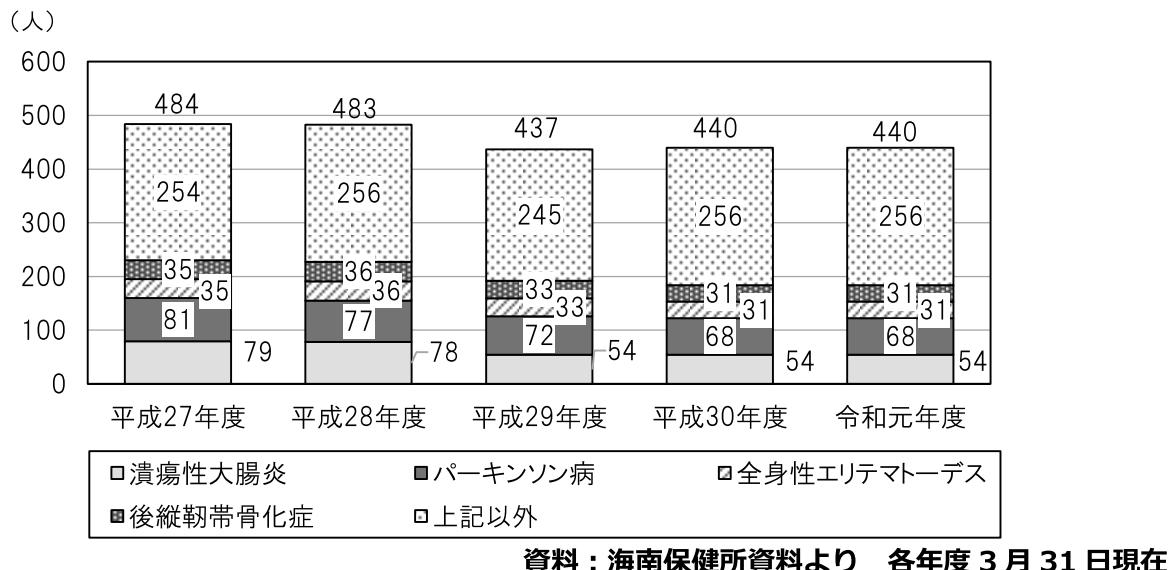


(6) 難病医療受給者の状況

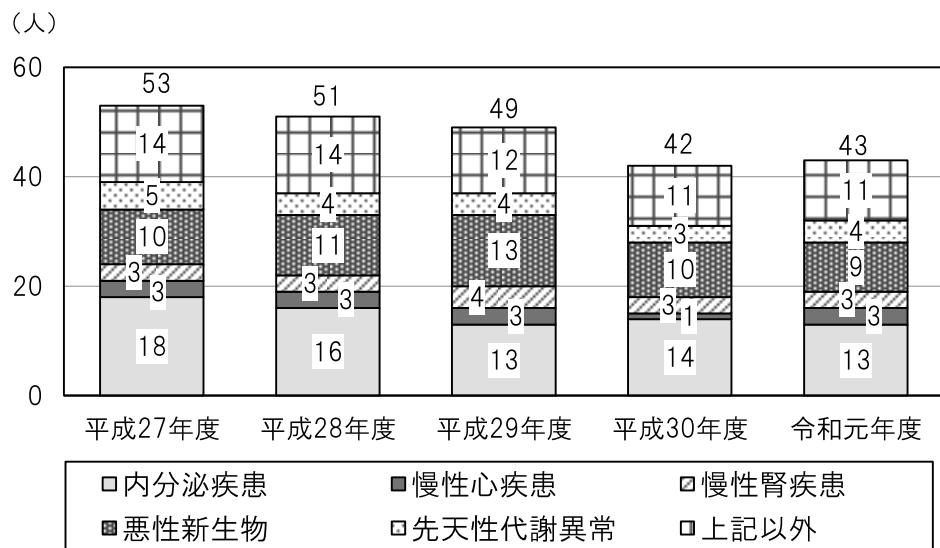
難病医療受給者数は、全体的に減少傾向であり、平成27年度の484人に比べて、令和元年度は440人と44人減少しています。また、小児の難病医療受給者数も、平成27年度の53人に比べて、令和元年度には43人と10人減少しています。

疾病別で難病医療受給者数をみると、潰瘍性大腸炎やパーキンソン病が減少しており、また小児の難病医療受給者数では内分泌疾患が減少しています。

■難病医療受給者数の推移



■ 小児の難病医療受給者数の推移



資料：海南保健所資料より 各年度 3月 31日現在

2. アンケート調査の結果（抜粋）

（1）アンケート調査の目的

この調査は、本計画の策定するにあたり、障害のある人の実情やニーズ、さらには障害者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

（2）アンケート調査の方法

調査対象	障害者手帳所持者、障害児の福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用している子どもの保護者から無作為に2,000人を抽出
調査方法	郵便にて配布・回収
調査期間	令和2年8月～9月
回収状況	配布数2,000件、回収数904件、回収率45.2%

（3）アンケート結果の見方

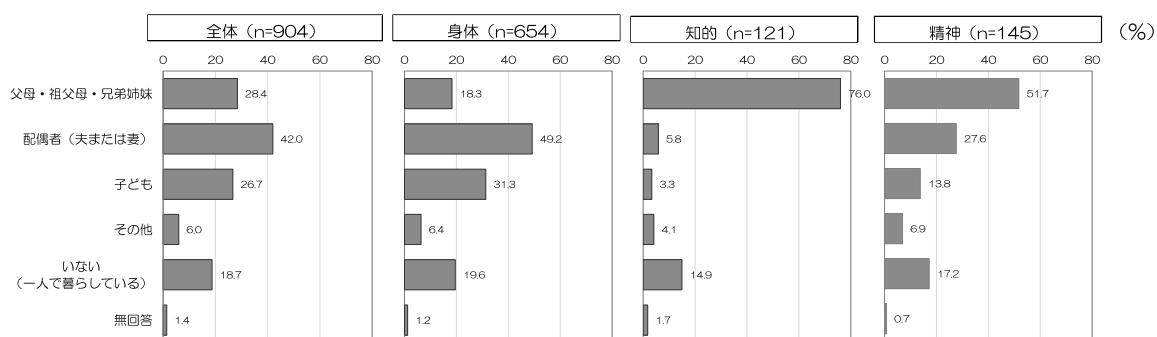
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(4) アンケート調査の結果（抜粋）

①暮らし・住居のことについて

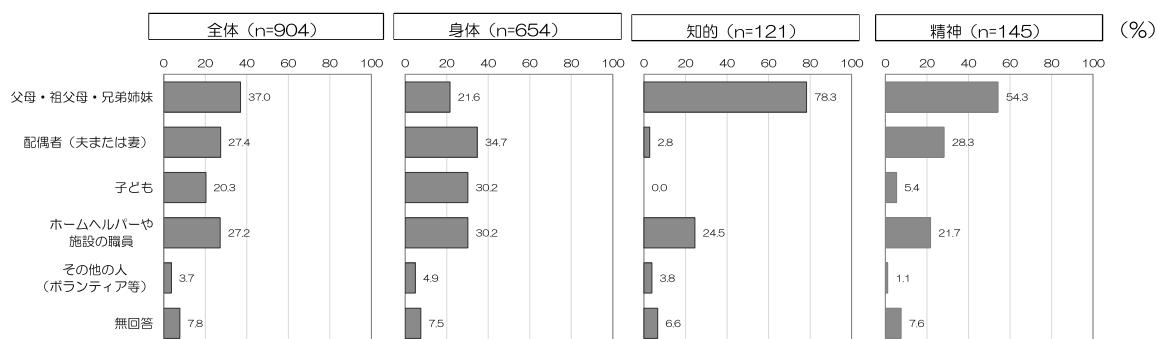
●現在、あなたが一緒に暮らしている方は、どなたですか。

42.0%が「配偶者（夫または妻）」と一緒に暮らしていますが、「いない（一人で暮らしている）」も18.7%となっています。



●あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。

主に介助をしてくれる人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.0%で最も多くなっています。また、「配偶者（夫または妻）」と「ホームヘルパーや施設の職員」が共に約3割となっています。



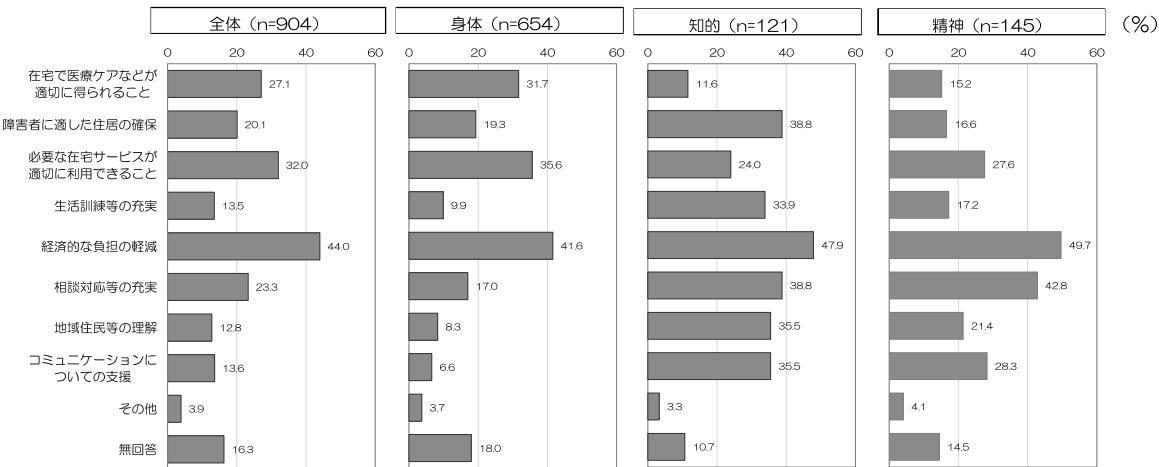
●希望する暮らしを送るために、どのような支援があればよいと思いますか。

希望する暮らしを送るための支援としては、「経済的な負担の軽減」が 44.0%で最も多く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 32.0%となっています。

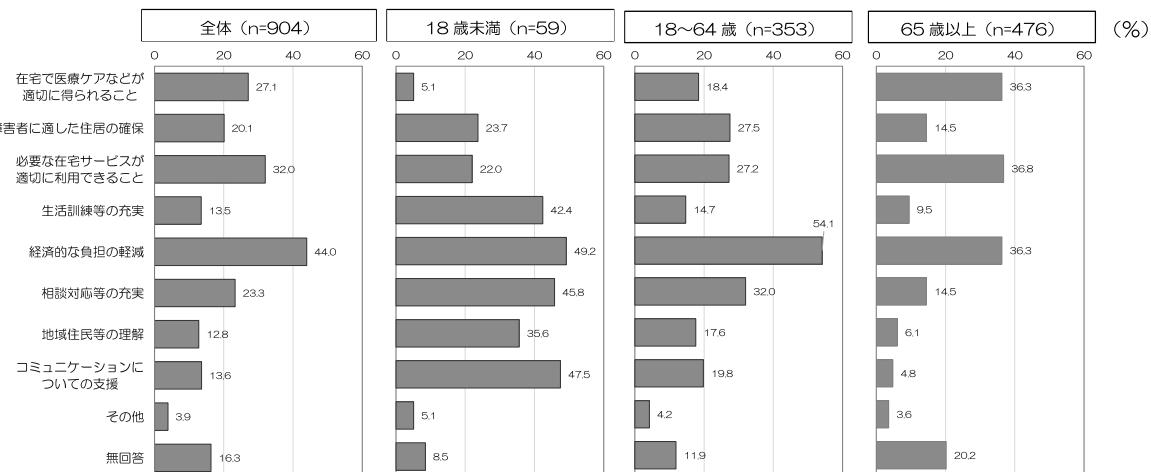
障害種別でみると、他の障害に比べて、身体障害者は「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、知的障害者は「障害者に適した住居の確保」、「生活訓練等の充実」が多くなっています。また、知的障害者と精神障害者は共に「地域住民等の理解」と「コミュニケーションについての支援」が多くなっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるほど「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっています。

【障害種別】



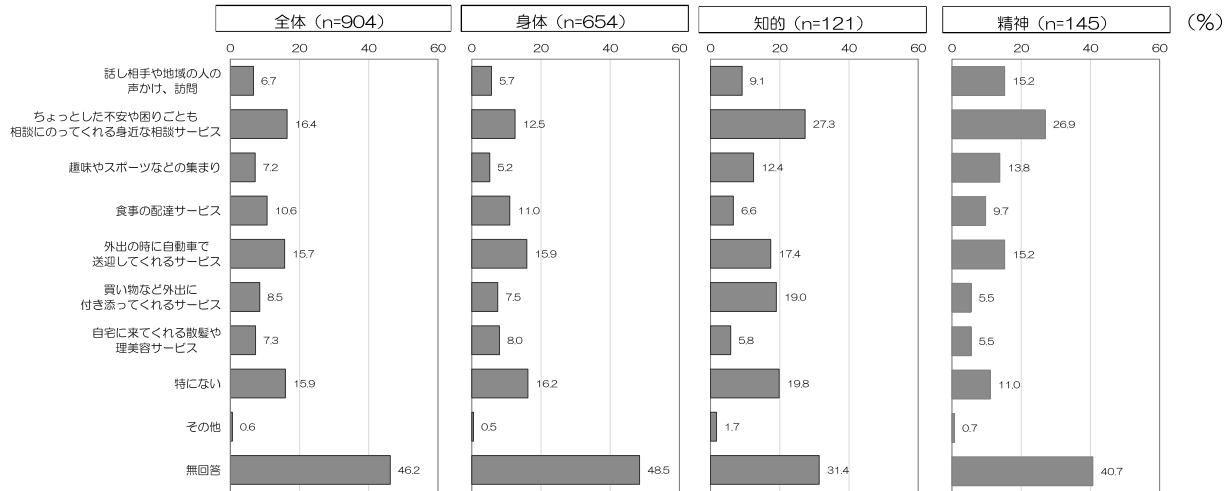
【年齢別】



②福祉サービスについて

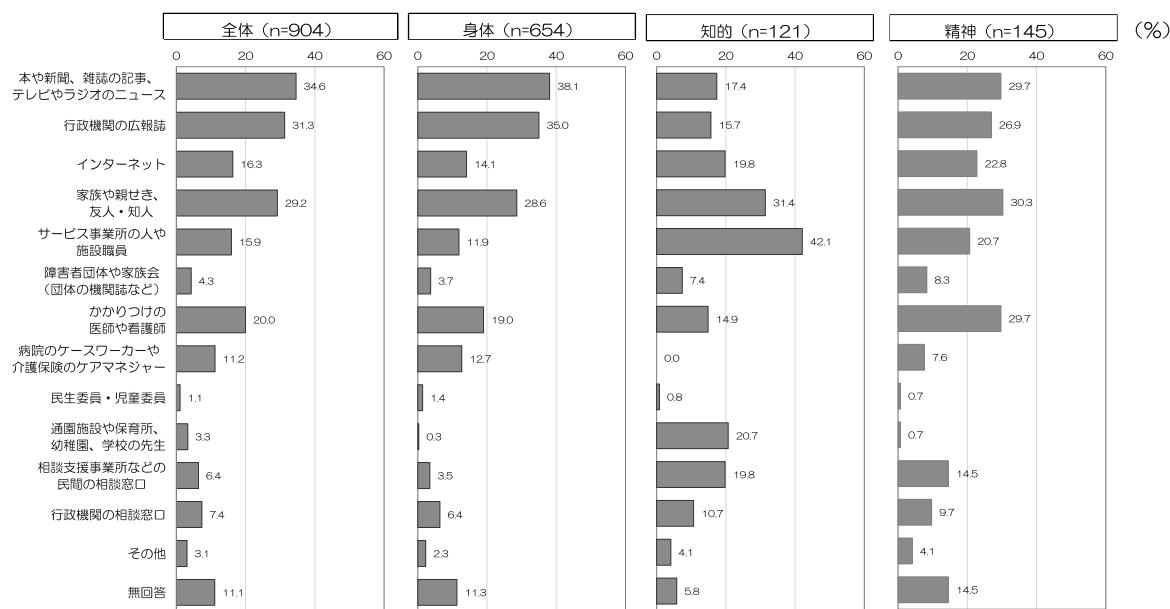
●現行のサービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか。

「ちょっとした不安や困りごとも相談にのってくれる身近な相談サービス」が 16.4%で最も多く、次いで、「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が 15.7%となっています。



●障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 34.6%で最も多く、次いで、「行政機関の広報誌」が 31.3%、「家族や親せき、友人・知人」が 29.2%となっています。

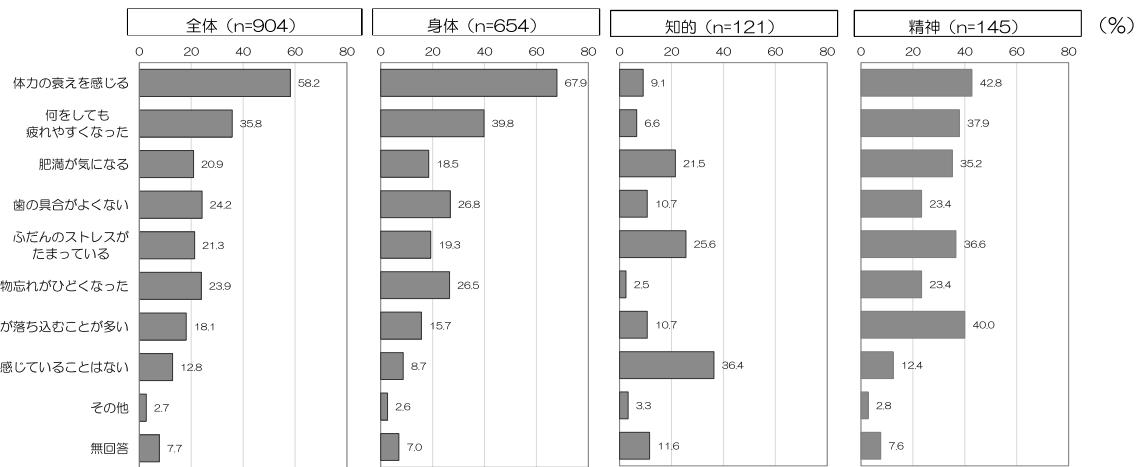


③医療・保健について

●最近の健康状態で、感じていることは何ですか。

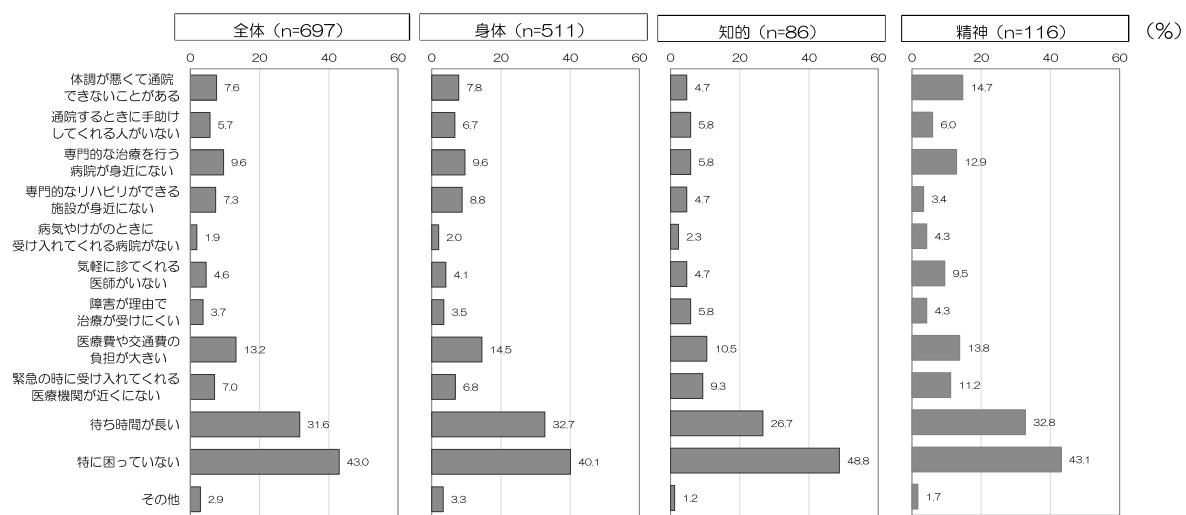
最近の健康状態で、感じていることについては、「体力の衰えを感じる」と答えた人が58.2%で最も多く、「何をしても疲れやすくなった」も35.8%となっています。「歯の具合がよくない」、「物忘れがひどくなつた」、「ふだんのストレスがたまっている」、「肥満が気になる」なども、それぞれ約2割前後の人人が感じていると答えています。

障害種別でみると、身体障害者は「体力の衰えを感じる」、知的障害者は「特に感じていることはない」、精神障害者は「体力の衰えを感じる」と「気分が落ち込むことが多い」が多くなっています。



●あなたは通院していて困っていることがありますか。

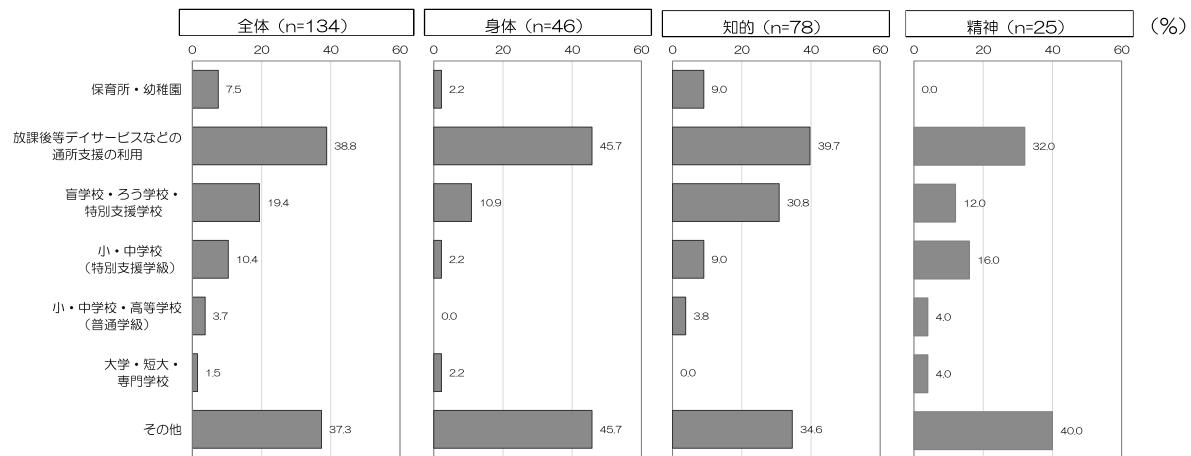
通院していて困っていることは、「待ち時間が長い」が31.6%で最も多く、次いで、「医療費や交通費の負担が大きい」が13.2%となっています。



④保育・教育について

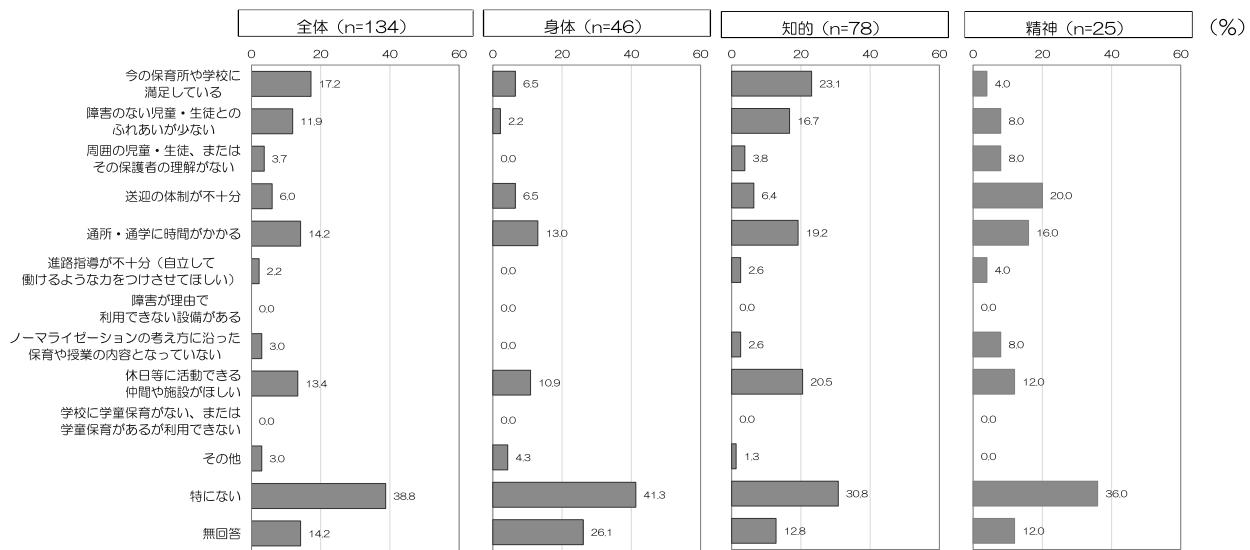
●あなたの通所・通学・利用先は次のどれにあたりますか。

通所・通学・利用先としては、「放課後等ディサービスなどの通所支援の利用」が38.8%で最も多く、次いで、「盲学校・ろう学校・特別支援学校」が19.4%となっています。



●通所・通学していく、感じていることは何ですか。

通所・通学していく、感じることとしては、「今の保育所や学校に満足している」が17.2%で最も多いものの、次いで、「通所・通学に時間がかかる」(14.2%)、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」(13.4%) となっています。

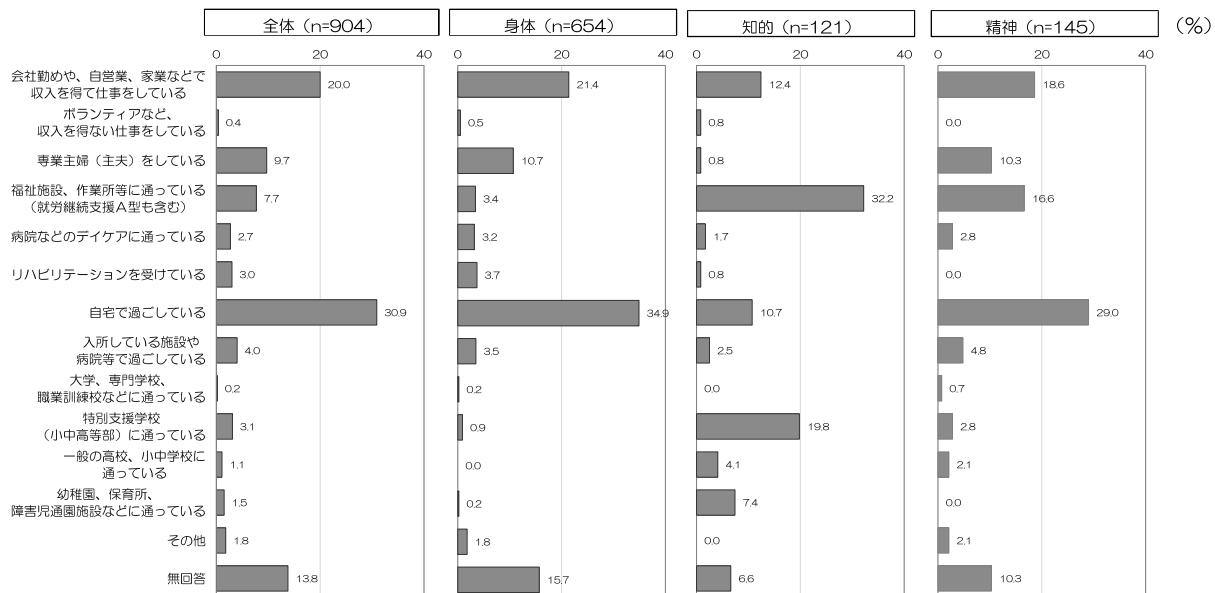


⑤仕事について

●あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

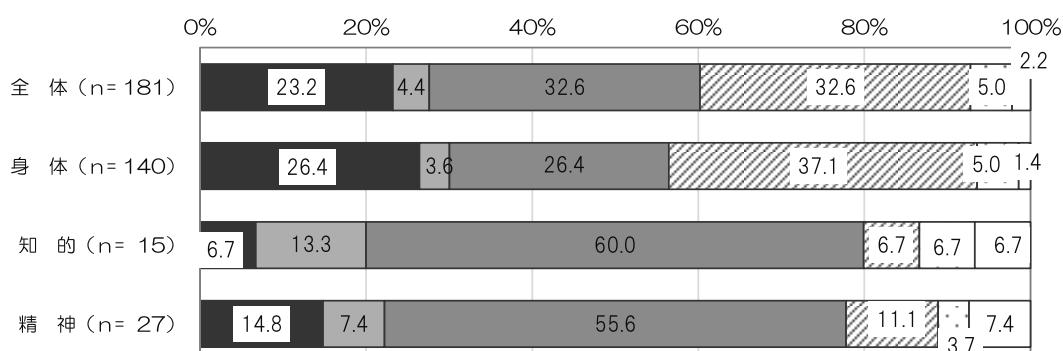
平日の日中の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が30.9%で最も多く、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が20.0%となっています。

障害種別でみると、知的障害者は、「福祉施設、作業所に通っている（就労継続支援A型も含む）」や「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が多くなっています。



●あなたは、どのような勤務形態で働いていますか。（会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしていると答えた方）

前問で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方に、勤務形態をお聞きしたところ、最も多い勤務形態としては、「自営業、農林水産業など」と「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が共に32.6%となっており、次いで、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」も23.2%となっています。

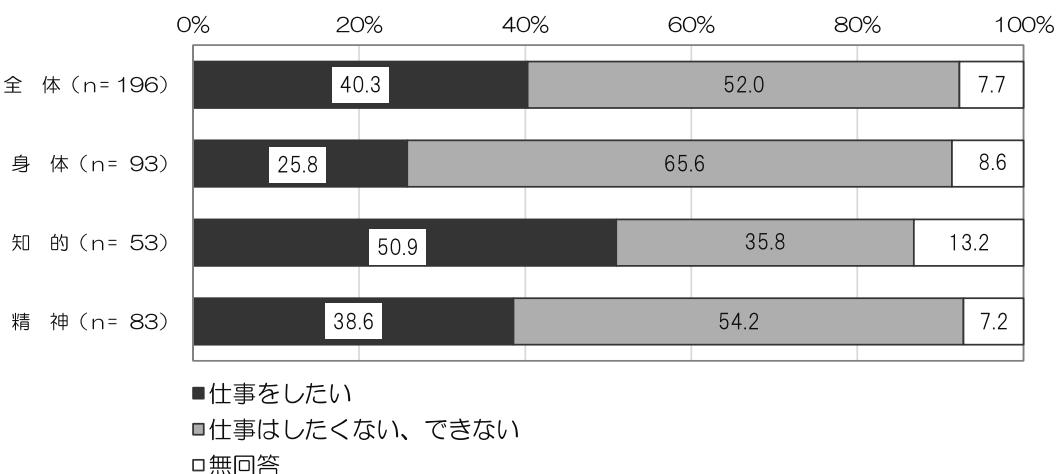


- 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
- パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
- 自営業、農林水産業など
- その他
- 無回答

●あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしていると答えた方以外）

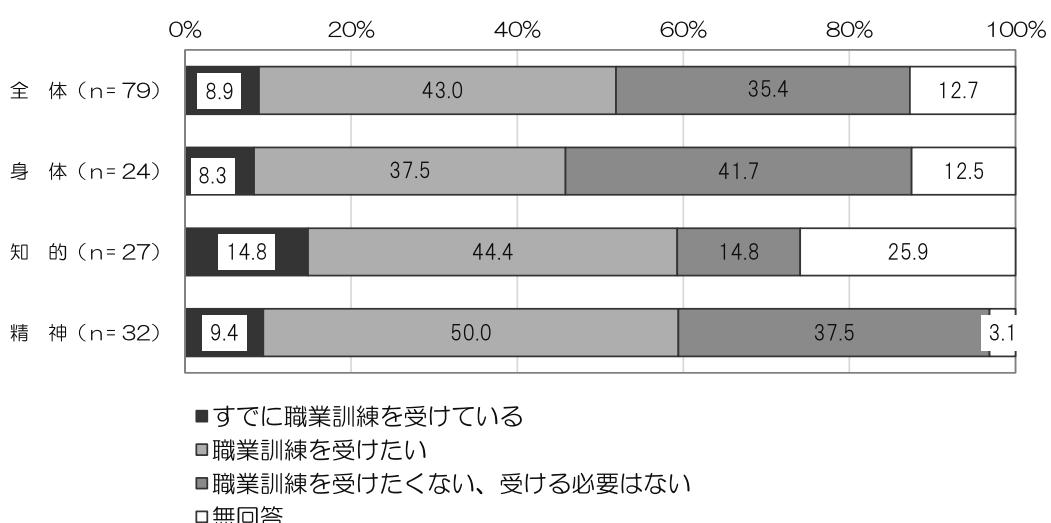
同じく前問で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方以外に、収入を得る仕事をしたいかどうかお聞きしたところ、収入を得る仕事をしたいと答えた人は 40.3% となっています。

障害種別でみると、知的障害者は特に「仕事をしたい」が多くなっています。



●収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか（仕事をしたいと答えた方）

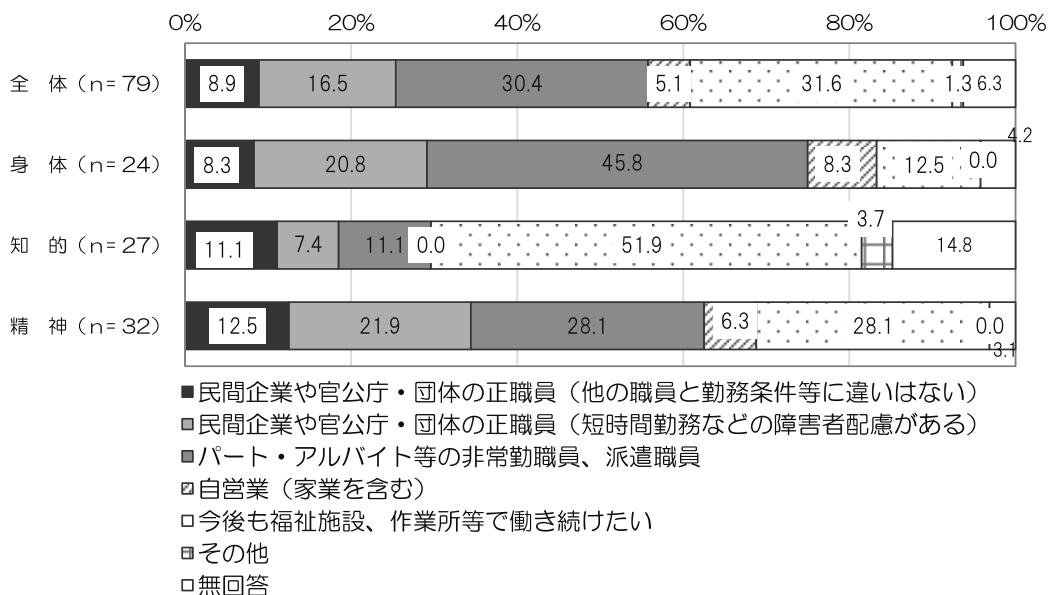
前問で「仕事をしたい」と答えた方に職業訓練についてお聞きしたところ、職業訓練について、43.0% は「職業訓練を受けたい」と答えています。また、「すでに職業訓練を受けている」人も 8.9% となっています。



●あなたは、今後どのように働きたいですか。(仕事をしたいと答えた方)

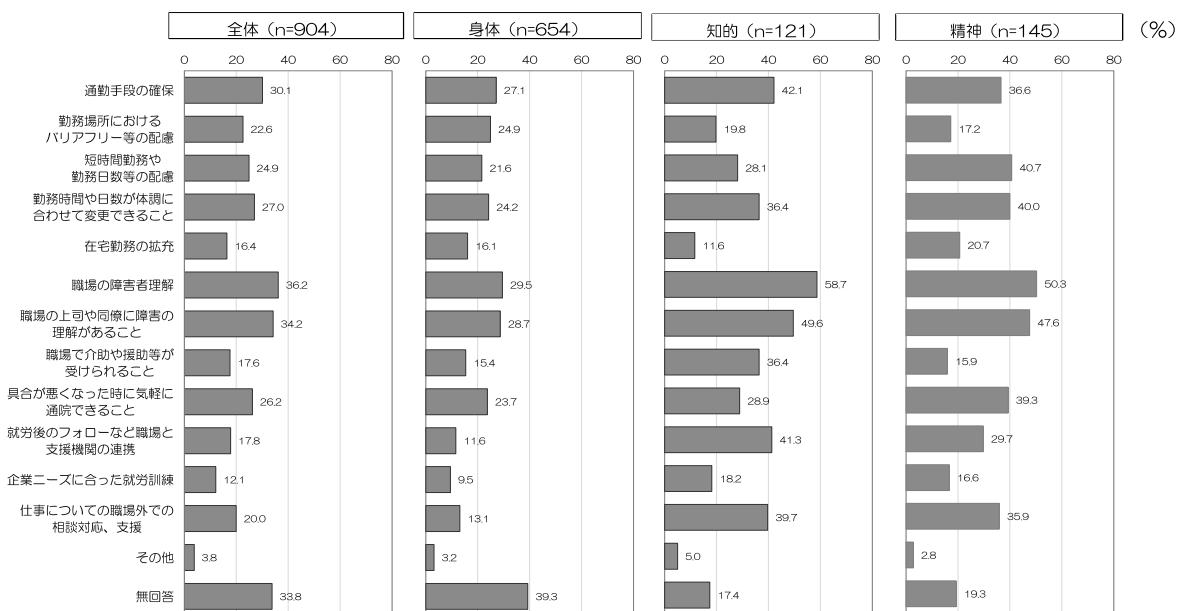
同じく前問で「仕事をしたい」と答えた方に今後の働き方についてお聞きしたところ、今後の働き方については、「今後も福祉施設、作業所等で働き続けたい」が31.6%で最も多く、次いで、「パート・アルバイト等の非常勤職員・派遣職員」が30.4%となっています。

障害種別でみると、身体障害者は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」、知的障害者は「今後も福祉施設、作業所等で働き続けたい」が多くなっています。



●あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

障害者の就労支援として必要なこととして、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、がそれぞれ3割を超えており、特に知的障害者と精神障害者では必要という意見が半割を超えていました。

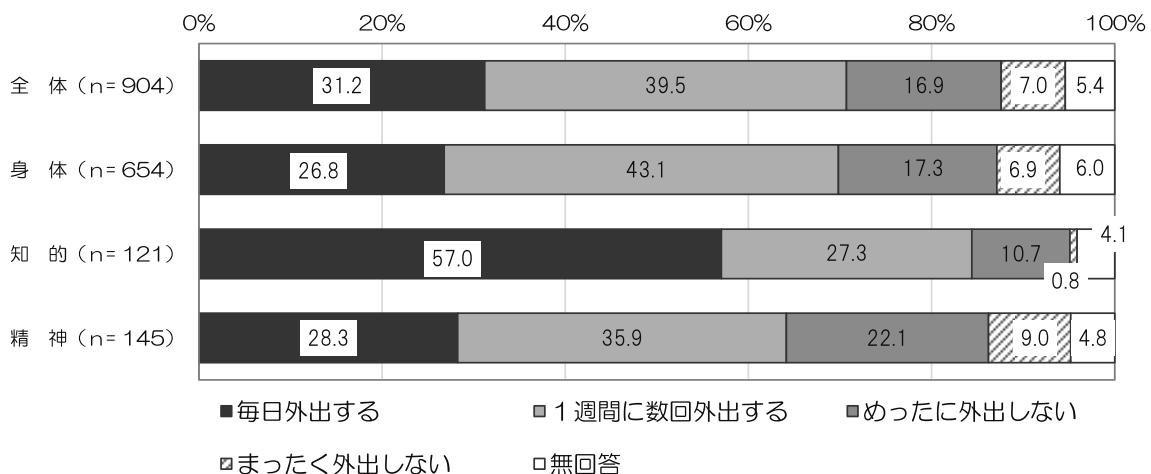


⑥生活全般について

●あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

外出する頻度としては、「1週間に数回外出する」が39.5%となっており、「毎日外出する」の31.2%と合わせて、約7割の人が外出すると答えています。

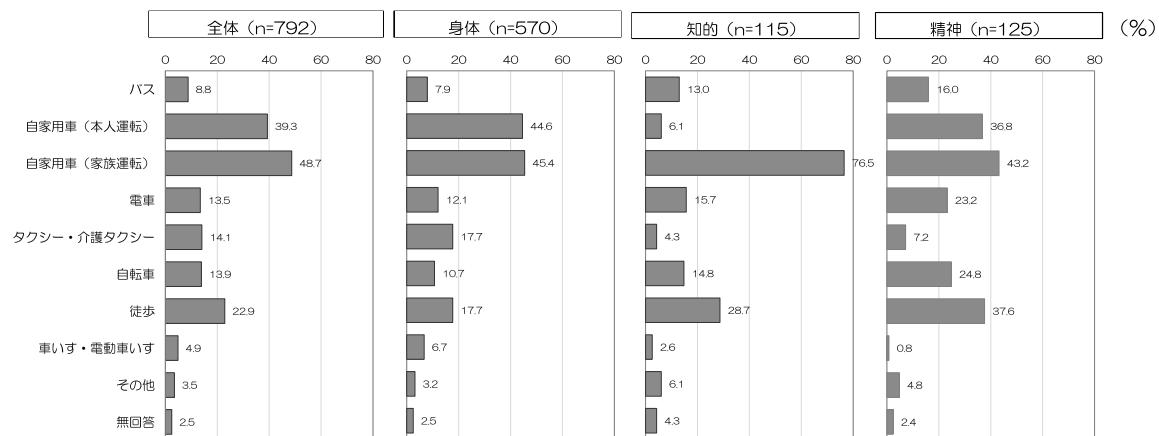
障害種別でみると、知的障害者は「毎日外出する」ことが多くなっています。



●外出する際の交通手段は何ですか。

外出時の交通手段としては、「自家用車（家族運転）」が48.7%、「自家用車（本人運転）」が39.3%となっている一方で、22.9%の人が「徒歩」と答えています。

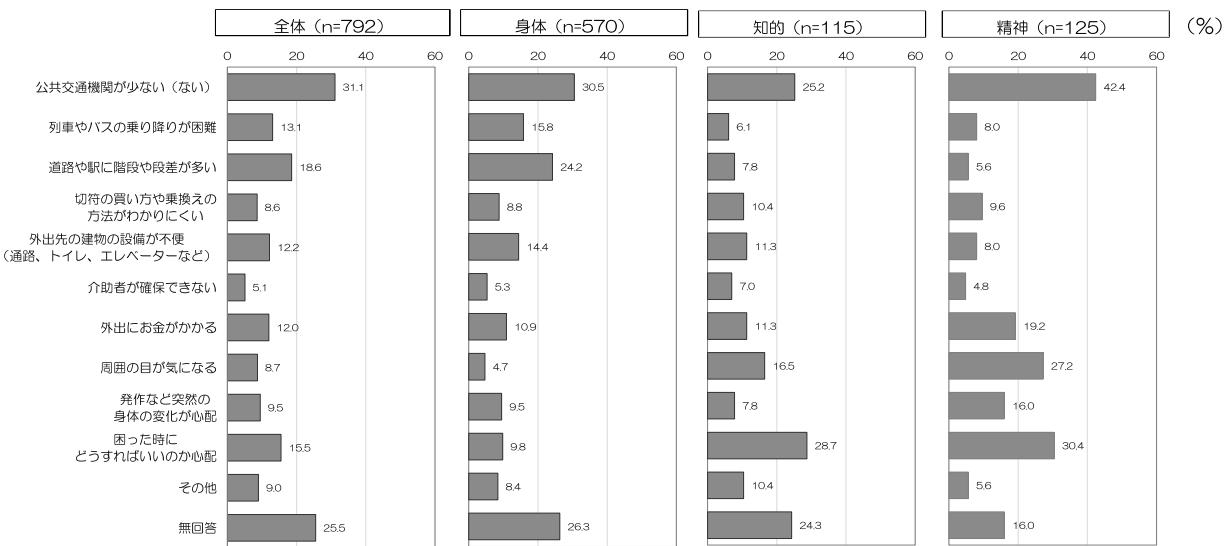
障害種別でみると、知的障害者は特に「自家用車（家族運転）」が多くなっています。また、精神障害者は他の障害よりも「徒歩」が多くなっています。



●外出する時に困ることは何ですか。

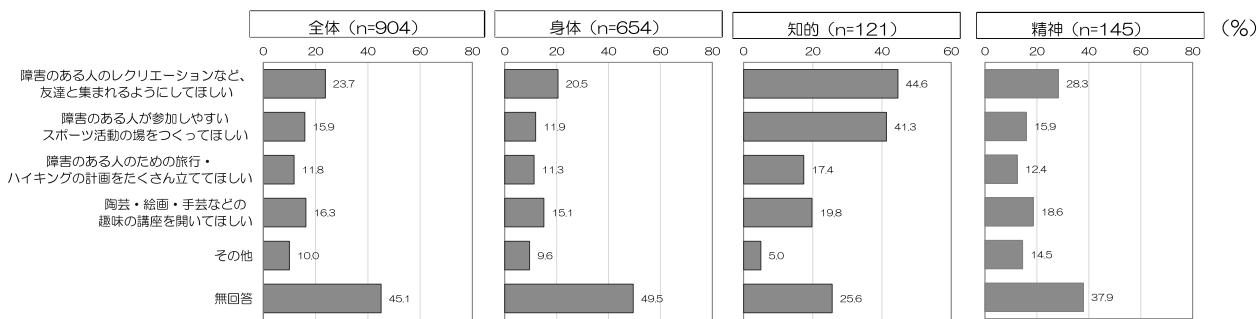
外出時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない（ない）」が31.1%で最も多くなっています。

障害種別でみると、他の障害に比べて、身体障害者は「道路や駅に階段や段差が多い」、知的障害者と精神障害者は共に「困った時にどうすればいいのか心配」と「周囲の目が気になる」が多くなっています。



●これから地域における障害のある人のレクリエーション・文化活動・スポーツ活動についてやってほしいものは何ですか。

地域におけるレクリエーション・文化活動・スポーツ活動についてやってほしいものとしては、「障害のある人のレクリエーションなど、友達と集まれるようにしてほしい」が23.7%で最も多くなっています。

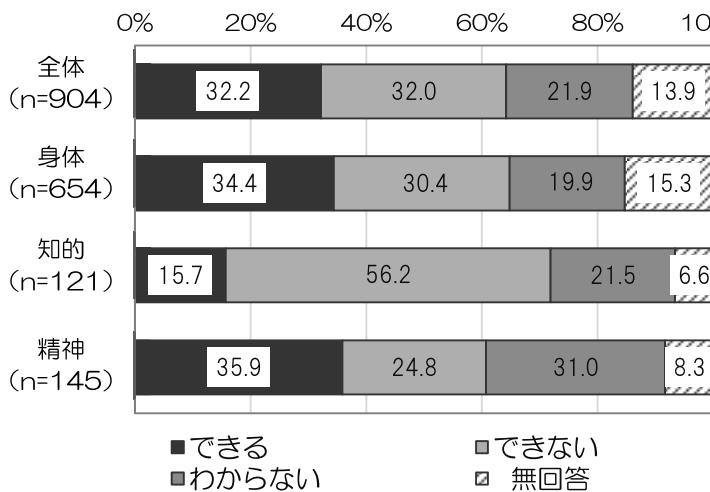


●災害時に一人で避難できるか・近所に助けてくれる人がいるか。

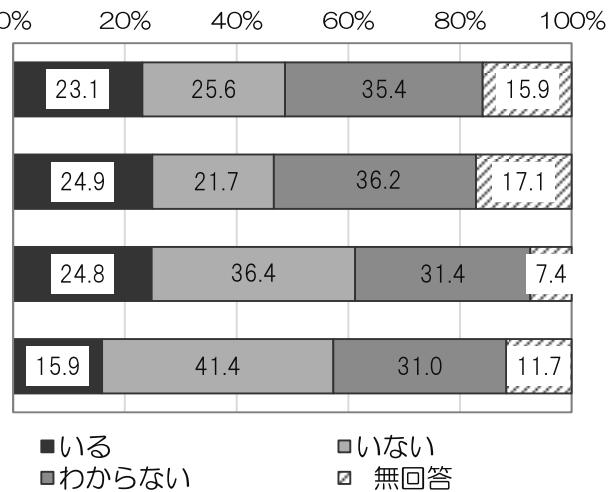
災害時に一人で避難できるかに対して「できない」が32.0%、「わからない」が21.9%となっています。また、近所に助けてくれる人がいるかには「いない」が25.6%、「わからない」が35.4%となっています。

障害種別でみると、知的障害者は特に一人で避難「できない」が多く、精神障害者は特に近所に助けてくれる人が「いない」の回答が多くなっています。

【災害時に一人で避難の可否】



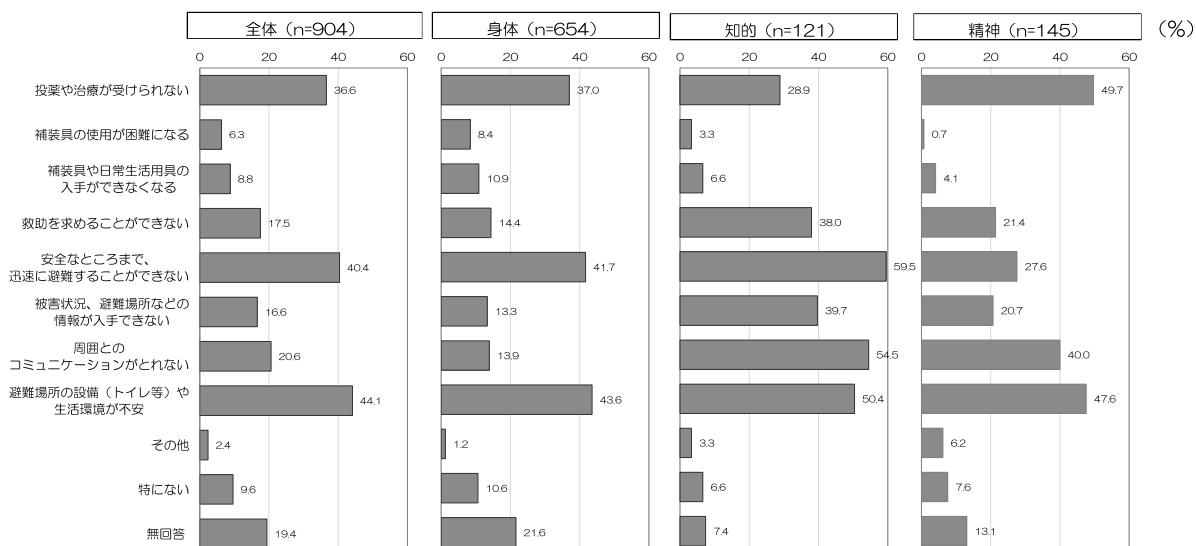
【災害時に近所に助けてくれる人の有無】



●火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

火事や地震等の災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が44.1%で最も多く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難ができない」が40.4%、「投薬や治療が受けられない」が36.6%となっています。

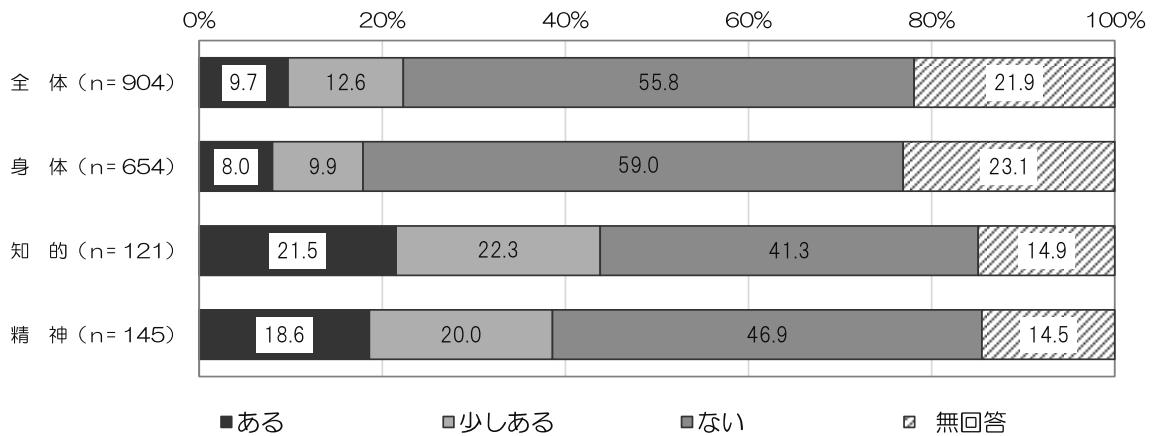
障害種別でみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」と「投薬や治療が受けられない」はいずれの障害でも多くなっています。知的障害者と精神障害者は「周囲とのコミュニケーションがとれない」が多くなっています。身体障害者と知的障害者は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多くなっています。



●障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが、おおむね3年以内にありますか。

差別の経験が「ある」が9.7%、「少しある」が12.6%となっています。

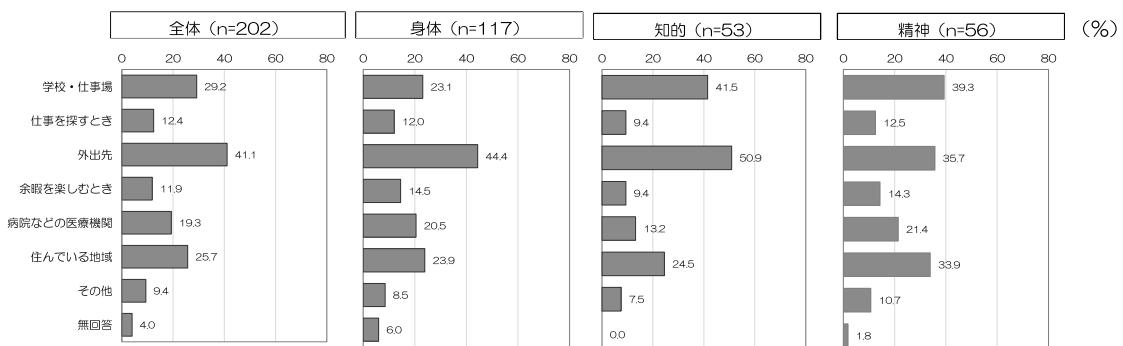
障害種別でみると、知的障害者と精神障害者は特に「ある」と「少しある」が多くなっています。



●どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

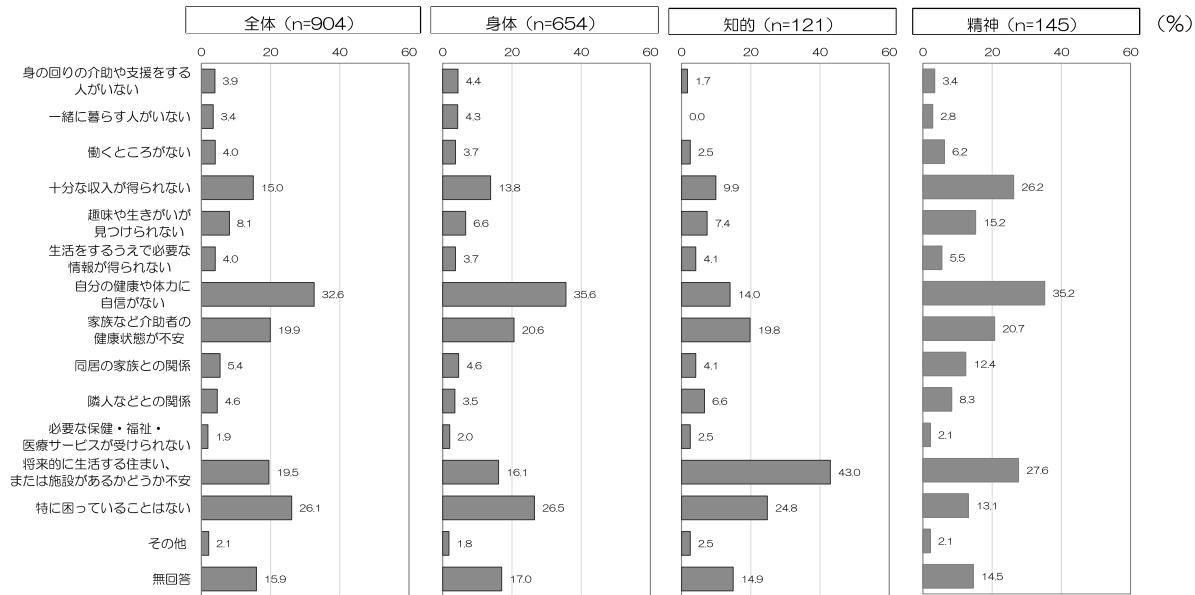
差別や嫌な思いをした場所として、「外出先」が41.1%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が29.2%となっています。

障害種別でみると、知的障害者と精神障害者が「学校・仕事場」で経験していることが多くまた、精神障害者は「住んでいる地域」でも多くなっています。



●現在の生活で困っていることや不安に思っていることは何ですか。

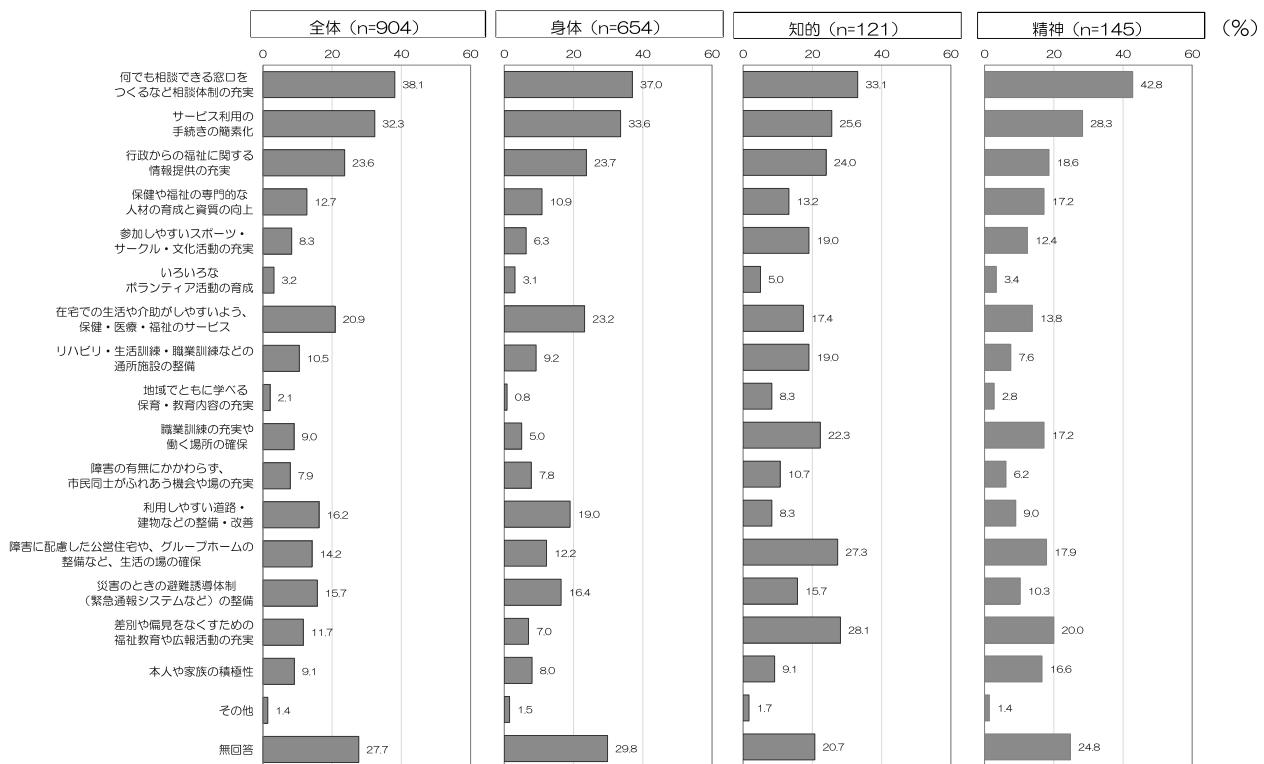
現在の生活で困っていることや不安に思っていることとしては、「自分の健康や体力に自信がない」(32.6%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(19.9%)といった健康に関するものが多くなっています。



●障害のある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が38.1%で最も多く、「サービス利用の手続きの簡素化」が32.3%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が23.6%となっています。

障害種別でみると、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」はいずれの障害でも必要とされています。また、知的障害者は特に「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」と「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が多くなっています。



3. 関係団体へのヒアリング調査の実施

(1) ヒアリング調査の目的

この調査は、本計画を策定するにあたり、現場でさまざまな活動をされている団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本市で暮らす上での課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) ヒアリング調査の対象

対象団体
海南省身体障害者連盟 海南たんぽぽの会 海南省障害児者父母の会 海南海草地方精神障害者家族会紙ふうせん

(3) ヒアリング調査の結果（抜粋）

●生活支援

- ・福祉サービスが大きく変更されたときは、団体向けに説明会を開いてほしい。
- ・支援内容が老人向けと変わりないが、成年の割合が大きいので、活気のある支援をしてほしい。（運動不足や問題行動が気になる。）
- ・ショートステイ先、預け先が近隣にあることや、グループホームを増やすことに対応してほしい。
- ・今後、親の高齢化にともない、訪問看護やグループホーム等の利用者が増える可能性が十分にあり、精神障害者に対する訪問看護制度の周知やグループホームの増設などが求められる。

●保健・医療

- ・年々身体障害者手帳を交付する基準が厳しくなっているとの意見があり、配慮してほしい。
- ・医療機関を受診している人で、中断している人がいないか、行政として目配りが必要ではないか。
- ・海南市の精神障害者に対する一般医療も含めた無料化制度は大変ありがたい。また、引きこもりで最初は面会すらしなかった子どもがだんだんと心を開くようになったなど、訪問看護の利用についても好評である。

●教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・障害者向けのスポーツが年々充実されているように思う。
- ・精神障害者は得てして、親しい友達が少なく、家族以外の交流が少ない状況であり、社会的就労を促進する上でも、文化やスポーツを通じて何らかの付き合いを広めることが大切と思う。

●雇用・就労の支援

- ・一般企業の障害者の雇用率はまだ低いように思うが、中には積極的に雇用している企業などがあり、今後とも一般企業での雇用を推進してほしい。ただし、コロナの影響が懸念される。
- ・当事者が一般就労できれば一番良いが、さまざまな困難があり長続きせず、職を転々とする状況があり、職場の理解とサポートが非常に重要と思う。
- ・障害者雇用枠が拡大され、一般就労の機会が増えていると思われるが、精神障害者に関しては変化を感じられないため、実態調査を行い、改善の方策を見出してほしい。
- ・福祉作業所の内職等の単価が改善されてきているとはいえ、未だに価格が低く、生活を支える点では不十分と思われる。行政や地域の民間企業の協力でより高い工賃を払える内職等を確保できれば、働く意欲が醸成されると思う。

●生活環境

- ・障害者の経済事情として、裕福な家庭が少ないため、住宅のバリアフリー化への助成増額をお願いしたい。
- ・当事者の中には、市営住宅に居住している人もおり、自治会会長が親切にしてくれ、自治会の班長もその人の援助で務めるなど、地域に溶け込んで生活している。地域で一人暮らしをする上では、自治会の理解や支援が必要であり、また、民生委員の役割も大きいと思われる。

●情報の利用しやすさ

- ・パソコンやスマートフォンがあり、以前より情報の伝達や意思の疎通が図れていると思う。
- ・情報提供や交換を行っているが、新規の会員が増えない。電子機器が苦手な人、好きなことにしか興味を示さない人などに、届くべき情報が届いているのかが気になっている。
- ・市及び社協がさまざまな事業等を行っているが、障害者や家族等に十分に、どのように伝えるか、再度検討が必要と思う。
- ・市報などで一般的に知らせるのではなく、該当する障害者や家庭向けに福祉や就労の情報を届けてもらえるとありがたい。

●安全・安心

- ・障害者は防災面で不安が多くあり、健常者よりも動きがスムーズにいかないため、防災グッズなどの配布や防災マップの充実をお願いしたい。
- ・災害時の避難について、障害者の把握、地域での支援、感染症対策、福祉避難所の確保、支援物資をスムーズに受け取れる方法、長期間滞在する場合にパーテーションや学校教室が使用ができるよう望む。

●差別の解消及び権利擁護の推進

- ・表面的には差別が解消されているように見えて、依然として差別があるため、啓発や理解を進めてほしい。
- ・障害者用の駐車スペースに今も健常者が堂々と駐車している事例があるので解消してほしい。
- ・早い段階で療育に関わるようなおとなになるための啓発、教育を行ってほしい。
- ・精神障害は、歴史的に築かれた差別意識がある。また、内なる差別もあり、精神障害を隠していたいと言う家族の心理もある。
- ・作業所やグループホームの建設などについて、行政としても地域を説得するためにもっと力を貸してほしい。
- ・学校教育で、病気のことや、治療等により社会的に生活を送れることを一般的な常識にしていく必要があり、その点で障害者地域自立支援協議会がパンフレットを作成し、講習を始めたことは素晴らしい取組だと思います。

●行政サービス等における配慮

- ・障害者に対するサービスや制度はずいぶん充実されているようだが、より一層頑張ってほしい。

4. 海南市における課題と基本的な視点

(1) 地域生活について

本市における障害者数は、高齢者が多くを占める身体障害者が年々減少し、知的障害者及び精神障害者は年々増加している状況です。

アンケートによると、希望する暮らしを送るために必要な支援として、全体として「経済的な負担の軽減」が求められていますが、特に高齢者になるほど「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を望んでおり、在宅での支援が求められています。一方で、知的障害者と精神障害者は「相談支援等の充実」と「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」を求めています。

また、現在の生活で困っていることとして、18～64歳の人は「自分の健康や体力に自信がない」、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「十分な収入が得られない」に困っており、18歳未満の人も「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」を感じており、将来的に住む場所への不安を抱いていることが見受けられます。関係団体へのヒアリングにおいても、親の高齢化に伴う共同生活援助（グループホーム）や訪問看護の必要性が挙げられており、共同生活援助（グループホーム）の増設が望まれています。

外出に関しては、全体として「公共交通機関が少ない（ない）」が課題として挙げられていますが、知的障害者や精神障害者は「困った時にどうすればいいのか心配」も課題とされています。

通院に対しては、「特に困っていない」が4割以上である一方で、「待ち時間が長い」ことを困っている人も3割以上となっています。

- 障害者の高齢化が特に身体障害者に見られ、その人たちが地域で暮らし続けるために、在宅での医療的ケアやサービスを受けられる環境が求められています。
- 若い世代は、将来の生活の場があるかどうかを不安視しており、住まいや共同生活援助（グループホーム）等の整備が望まれています。
- 本市では、知的障害者及び精神障害者が増加傾向にあり、特に地域住民の理解やコミュニケーションの支援が必要とされており、また、困った時に周囲を頼ることができる環境があれば、地域に住み続けること、外出の課題が解消されることが推察されます。

(2) 就労・社会参加について

本市では、企業における障害のある人の雇用率が年々増加しており、特に令和元年度はこれまで最も高い1.88%となりました。しかし、新規求職申�件数に対する就職件数は、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに下回っている状況であり、就労意向があるが就労に至っていない人が少なくない状況です。

またアンケートによると、今後、就労を望む人のうち4割以上が職業訓練を受けることを望んでいます。

障害種別でみると、特に知的障害者は「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」の割合が高く、「今後も福祉施設、作業所等で働き続けたい」希望が高くなっています。そして、就労支援に必要なこととして、知的障害者及び精神障害者は特に「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」を望んでいます。

関係団体のヒアリングでは、文化芸術活動やスポーツによる他者との交流による社会参加が、ひいては就労の促進にも繋がるとの意見もみられました。

- 障害者雇用が年々増加している一方で、働くことを希望しても就職に結びつかない人がおり、企業等と就労意欲のある障害者の橋渡しが必要です。
- 知的障害者や精神障害者は、福祉施設や作業所での就労が多く、就労支援として職場や共に働く人の障害への理解を求めていることから、一般就労を進めるには、企業等における障害への理解促進が必要と考えられます。
- 文化・芸術活動・スポーツ等の地域での活動で、さまざまな交流を行うことも重要です。

(3) 療育・保育・教育について

本市では特別支援学校、特別支援学級とともに小学部の生徒が年々増加しており、また、高等部を卒業した人の多くが施設に通っています。

アンケートでは、通所や通学に対して、多くの人が「今の保育所や学校に満足している」や「（課題が）特がない」と回答していますが、「障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない」や「通所・通学に時間がかかる」という意見が1割以上となっています。

また、同アンケートでは、「学校・仕事場」で障害を理由とした差別や嫌な思いを経験したという意見が多くなっています。

- 保育所や学校の対応に満足している人が多く、障害児の受け入れや支援体制の充実を今後も継続することが重要です。
- 障害への理解を深め、学校で差別等が生じないようにするためにも、障害のある子どもと障害のない子どもの交流機会を充実することが必要です。

(4) 相談先について

本市において、障害者数は減少傾向にありますが、計画相談支援の利用者数は年々増加しており、多くの人がサービス利用に関して相談を受けられていることが見込まれます。また、本市においては、基幹相談支援センターを設置するとともに、圏域内3か所で障害者相談支援事業を実施しています。

しかしながら、アンケートでは、現在の障害福祉サービス以外に必要とする支援として、特に知的障害者と精神障害者が「ちょっとした不安や困りごとも相談にのってくれる身近な相談サービス」を求めています。また、障害のある人にとって住みよいまちにするために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が、障害の種類や年齢に関わらず最も求められており、相談支援の重要性が高くなっています。

- サービス利用に関してだけでなく、不安や困りごとなど、気軽に何でも相談できる窓口を障害者全般が求めており、包括的な相談窓口体制の構築や現在の障害者相談支援の窓口の周知を図るとともに、相談しやすい仕組みづくりが必要です。

(5) 差別について

アンケートによると、3年以内に障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」(9.7%)と「少しある」(12.6%)を合わせて、2割以上の人人が差別等を経験しており、特に知的障害者と精神障害者はおよそ4割が経験している状況です。また、差別を受けた場所は、特に「外出先」や「学校・仕事場」が多い傾向にあります。

関係団体へのヒアリングにおいては、学校での福祉教育の重要性が挙げられており、障害者地域自立支援協議会によるパンフレット作成及び講習の実施を高く評価されており、引き続き、福祉教育の充実が望まれています。

- 知的障害者や精神障害者が特に差別を経験している割合が高く、外出先、学校、仕事場などの障害のある人への接し方や、望ましい配慮等、障害への理解を促すための福祉教育の充実が必要です。

(6) 防災について

アンケートによると、災害時に「一人で避難できない・避難できるかわからない」人が5割以上あり、また、「近所に助けてくれる人がいない・助けてくれる人がいるかわからない」人が6割以上です。

災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の意見が多い一方で、知的障害者は「安全なところまで、迅速に避難することができない」や「周囲とのコミュニケーションが取れない」との意見が多く、また、精神障害者は「投薬や治療が受けられない」との意見が多くなっています。

関係団体のヒアリングにおいても、障害者の防災面での不安が多いことから、防災マップの充実、福祉避難所における障害者への配慮等を望む声が挙がっています。

- 災害時に避難ができない障害者が多く、避難行動要支援者名簿への登録の推進や、地域の人々が緊急時に助け合いができるよう地域のつながりの醸成が望まれます。
- 災害時において、障害によって必要とする支援が異なるため、福祉避難所の設置やその際に必要な配慮等、災害時における支援体制を検討する必要があります。

第3章 計画策定の基本的な方向

I. 基本理念

本市においては、まちづくりの基本指針である海南市総合計画を策定し、「元気　ふれあい　安心のまち　海南」を将来像として定め、市民一人ひとりが、この地で暮らすことに自信と誇りを持ち、幸せを感じながら未来へと歩みを進めつつ、市民と手を携え、本市の個性やまちの魅力を最大限に生かし、課題解決に取り組むことで、元気なまち、安心な暮らし、そして、人々がふれあい、笑顔があふれる地域社会の実現を目指しています。

また、本市の福祉関連の最上位計画である海南市地域福祉計画では、「市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち」を基本理念として定め、つながりと支え合いによるまちづくりの実現を目指しています。

第3期海南市障害者基本計画においては、障害者福祉の充実をもって、これらの計画に定める社会の実現に資することとし、障害の有無にかかわらず、各々が地域社会を形成する一員として尊重されるとともに、生きづらさを抱えることなく住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう、平成27年3月に策定した第2期障害者基本計画の基本理念を引き継ぎ、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」とします。

住み慣れた地域で安心して暮らせる
障害者福祉の充実

2. 施策体系

